

# 事業計画書

## 1 運営ビジョン

### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

#### 横浜市地域ケアプラザ条例

第1条 市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、本市に地域ケアプラザを設置する。

第2条 プラザは次の事業を行う。

- 地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供
- 福祉、保健等に関する講習会、講座等の開催 ○福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
- 福祉サービス、保健サービス等の提供に関する調整 ○通所介護事業 ○居宅介護支援事業 等

#### 指定管理者として行うべき取組

##### <基本的な考え方>

地域ケアプラザ条例に基づき、横浜市及び神奈川県福祉保健計画を推進するために地域・区・関係機関との連携によって、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け努力していきます。

##### <具体的な取り組み>

#### 1 地域や関係機関と連携し、地域福祉計画を推進することが役割と考えています。

- ①地域や区・関係機関・関係事業者等との連携を強化し、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け努力し、地域福祉保健計画を推進していきます。

#### 2 地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいきます。

- ①医療機関と介護事業所等による情報の共有化等により医療・介護連携を進めます。  
 ②できるだけ多くの人々が認知症サポーターになってもらう等により、認知症対策を進めます。  
 ③関係機関・事業所・地域とともに地域ケア会議を行い、地域課題の共有・解決に努力します。  
 ④要介護高齢者を支えるため、地域の方とともに様々な生活支援サービスを充実させます。

#### 3 「共助」の取組を厚くするために取り組んでいきます。

- ①地域の状況からも見えるように、一層の高齢化の進展に合わせ、「自助」・「共助」・「公助」を組み合わせた仕組みが重要です。  
 ②特に、地域ケアプラザは地域における「共助」を一層厚くするため取り組んでいきます。

#### 4 ボランティア活動の担い手育成に向けて取り組んでいきます。

- ①菅田地区は菅田地区社会福祉協議会の活動が活発に行われており、その中で「菅田安心ボランティア」を中心にボランティア活動をさらに活発化させるための支援を行うとともに、高齢化しているボランティアの担い手を確保するためにも、新たなボランティアの育成に取り組んでいきます。



## 5 高齢者の視点としては

- ①地域のボランティアネットワークと連携して、高齢者の日常生活の支援を進めます。
- ②高齢福祉に関する情報を提供するとともに、通所介護・居宅介護支援サービス等を提供します。
- ③民生委員や区と連携し、一人暮らし・二人暮らし高齢者の見守りや高齢者虐待防止の見守り活動等を進めます。

## 6 こどもの視点としては

- ①地域・関係団体・区等と連携し、子ども達が健やかに育てるよう様々な支援を進めます。
- ②子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子や親同士の関係づくりの場をつくっていきます。
- ③区や地域の様々な団体等と連携し、児童虐待を防止するための見守り活動等を進めます。

## 7 障がい児・者支援の視点としては

- ①障がい福祉制度等に関する情報提供を行います。
- ②地域・関係団体・区等と連携し、障がい児・者の居場所づくりや余暇支援等事業を行います。
- ③障がい者との交流や福祉体験学習を通じて、お互いの理解を進めるための事業を行います。

## 8 地域福祉保健の中で防災という視点が重要となっています。

東日本大震災以降、また近年の大規模風水害等で地域防災対策の必要性が高まっています。災害時に要援護高齢者を支援するとともに、福祉避難所としての役割を果たしていきます。

## 応募理由

私たちは、以下の理由から第4期指定管理期間の菅田地区における地域ケアプラザの運営を担わせて戴きたいと考え、応募させて戴きました。

### 1 地域との信頼関係を生かし、地域ケアプラザの円滑な運営を引き続き担いたい。

- ①本会は、平成11年の開所以来、長年にわたり地域の様々な団体・ボランティアの皆様との、信頼関係やネットワークを築き上げてまいりました。
- ②今までの経験、地域との信頼関係を生かして、地域の皆様とともに活動し、一層充実した福祉保健サービス等を提供していくことで、いつまでも健康で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、微力ながら貢献していきたいと考え応募をさせていただきました。

### 2 慣れ親しんだ人間関係の中で、安心してサービスを受けていただきたい。

- ①デイサービス、ケアプラン等の介護サービスを受ける方にとっては、介護や相談等を担当する職員との人間関係・信頼関係が大変重要です。
- ②慣れ親しんだ人間関係の中で、安心して介護サービスを受けていただくためには、本会が引き続き運営を担っていきたいと考えています。

### 3 本会の特徴である「医療と福祉の連携」を目指し、地域ケアプラザの運営を担いたい。

- ①本会は神奈川県で長く医療福祉の実践を担ってきました。(低所得者・障がい者・高齢者・外国人・生活困窮者などの医療や虐待・労災問題など)
- ②医療と福祉のシームレスな関係を目指し、地域包括ケアシステムの実現に向けて地域ケアプラザの運営を引き続き担っていきたいと考え応募させて戴きました。



(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題をどのように把握・分析し、地域ケアプラザとしてどのように地域の将来像に向けて取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1 担当地域の特色

(令和元年9月末、認定者数は8月末)

	菅田 CP エリア	神奈川区	横浜市
総人口	16,027 (100%)	240,000 (100%)	3,752,841 (100%)
15歳未満	1,824 (11.4%)	27,731 (11.6%)	457,315 (12.2%)
65歳以上	4,833 (30.2%)	52,668 (21.9%)	916,147 (24.4%)
75歳以上	2,585 (16.1%)	26,708 (11.1%)	472,212 (12.6%)
90歳以上	259 (1.6%)	3,204 (1.3%)	49,458 (1.3%)
100歳以上	8 (0.05%)	113 (0.05%)	1,504 (0.04%)
要介護認定者数 ※ 1	862 (5.4%)	10,189 (4.2%)	170,130 (18.5%)
認知症患者数 ※ 2	836 (5.2%)	9,112 (3.8%)	158,493 (17.3%)

※1 要介護認定率は、65歳以上人口に対する認定率。菅田の認定者数は、菅田の65歳以上人口に神奈川区認定率を乗じた推計 ※2認知症患者数は、厚労省公表将来推計比率に、65歳以上人口を乗じた推計

- ①市及び区平均と比べ高齢化率が高く、将来的にもこの傾向が続くと見られています。古くからの住民が多い一方で、住宅地の開発も増えており若年層の増加も期待されています。
- ②交通の利便性はバスのみということで決して良いとは言えません。又、坂道も多く高齢化が進む中で買い物等の外出に困難さが見られます。
- ③特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅・高齢者や障がい者のグループホームなど多くの福祉施設があります。
- ④地区社協や民生委員等の活動が活発であり、地域ケアプラザとの連携も重要になっています。

2 地域の主な課題等

- ①急速な高齢化の進展(団塊の世代が75歳以上となる2025年度問題はすぐ目の前です)。特にこの地区は区平均より深刻で、75歳以上高齢者が増加すれば要援護者も急増します。又、若年層の障がい者等引きこもりがち住民が散見しています。
- ②近隣関係の希薄化が進んでおり、世代を超えた交流が課題です。
- ③ボランティア等担い手が高齢化しています。
- ④災害時要援護者の避難支援をいかに行うか、福祉避難所の運営をいかに行うかが課題です。

3 地域の課題の把握・分析の方法等

- ①日頃の相談等の業務を通じて、地域の住民・団体・事業者等からの声に耳を傾けます。
- ②地域団体の会合・行事・サロン・地域ケア会議等を通じ課題を把握します。
- ③区等が発する様々な情報の中から、地域に関する情報を客観的データとして把握します。

4 地域の将来像へ向けた取組み

- ①地域団体と協力して高齢者の見守り活動を進め、高齢者の方が集える場をつくります。
- ②様々な行事によって、世代を超えた交流・仲間づくりを推進します。
- ③こどもの居場所づくりや育児する母親などの支援を行います。
- ④「菅田安心ボランティア」を中心にボランティアの育成を推進します。
- ⑤災害時に要援護者の避難支援を確実にできるよう仕組みづくりを進めます。



### (3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

#### <基本的考え方>

- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所は、地域における様々な福祉課題等の解決に向けて日常的に連携して支援をしていきます。
- 地域の関係団体や他の地域ケアプラザともできる限り連携し、福祉講座等の共同での実施や啓発・ボランティアの育成等を行います。

※ 地域ケアプラザにとって、区・区社協・関係機関等だけでなく、地域団体との連携が大変重要ですが、地域団体等との連携については、「23頁」に記載しました。

#### 1 地域・行政・区社会福祉協議会との連携

- ①区役所・区社会福祉協議会と共に地区の福祉保健計画推進に向けた支援チームのメンバーとして地区別グループ会議をはじめ、個々の取組に関わります。
- ②地区社協との連携を密にし、住民個々の課題について支援するとともに、地区社協の活動をバックアップしていきます。

#### 2 区役所との連携について

- ①区役所とは、毎月の所長会・地域ケアプラザの職種ごとの連携会議・介護保険の認定申請等の様々な場面で日常的に連携していきます。
- ②地域包括支援センターでのケース検討は区との定例会を毎月開催し、対応困難ケースなどの情報を共有していきます。
- ③高齢者・児童・障がい者の虐待等の事案が発生した場合は、区と緊密に連絡を取り合いながら、民生委員・児童委員の方など虐待防止のための見守り活動を行います。

#### 3 神奈川区社会福祉協議会（区社協）との連携について

- ①地域ケアプラザの2層生活支援コーディネーターと区社協の1層生活支援コーディネーターは連携して、地域における生活支援や地域活動についてのあり方を検討していきます。
- ②区社協主催の生活支援コーディネーター連絡会・地域活動交流コーディネーター連絡会及び合同連絡会に出席し、他の地域ケアプラザ・コーディネーターとの連携を図ります。
- ③子育て支援事業（学習支援事業）などにおいても連携を図っていきます。
- ④区社協のあんしんセンターや送迎サービスが必要な相談者の場合、区社協に繋げていきます。

#### 4 関係機関との連携

- ①本会が運営する東神奈川にある一般病院及びリハビリ専門病院と連携して医療講座等を開催し、住民に保健医療知識の啓発活動を行います。
- ②エリアの小中学校と連携して認知症サポーター養成講座を出張して行います。又、「ちょいボラサポーターズ CLUB」への参加を促進していきます。
- ③神奈川大学・看護学校・福祉系大学と連携し、学生実習生の受け入れ・ボランティアの受け入れを行います。

#### 5 他の地域ケアプラザとの連携

- ①定例所長会議や職種ごとの会議で情報交換を日常的に行うとともに、他の地域ケアプラザと連携した共同事業（介護者のつどい・ちょいボラサポーターズ CLUB など）を進めます。



#### (4) 合築施設との連携について（市民利用施設との合築の場合のみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

### 合築施設との連携について

#### <基本的な考え方>

福祉施設である地域ケアプラザは、一般のスポーツ娯楽等の施設である地区センターと施設目的は異なりますが、催し物の一体開催、施設管理委託の一体化及び防犯・防災体制の共同での取り組みによって、菅田地区にある横浜市の公の施設として区民サービス・区民福祉の向上に向け連携して取り組んでいきます。

#### 1 同一敷地内の合築施設の状況

施設名	目的		施設内の諸室
菅田 地域ケアプラザ 面積 1106.11㎡	地域の福祉・保健活動 等の振興と福祉サービ ス等の提供	1 階	事務室（受付）、相談室、ボランティアルーム、 地域ケアルーム、多目的ホール、ヘルパーナース ルーム、調理室、デイルーム、デイ厨房、介助浴 室、休養室
菅田 地区センター 面積 1776.52㎡	スポーツ、レクリエー ション等を通じて、地 域住民が相互の交流を 深める場	2 階	事務室（受付）、印刷コーナー、ロビー、図書コ ーナー、自習室、娯楽コーナー、プレイルーム、 体育室
		3 階	料理室、多目的室（大・小）、工芸室、和室、音 楽室

#### 2 催し物の一体開催等

- ①「すげたふれあいまつり」「輝け菅田の子フェスティバル」「菅田芸能大会」など地域全体を対象とした行事については、複合施設として連携した運営に努めていきます。
- ②地域ケアプラザにおける各種講演会・講座・行事などは、地区センターの利用者にも積極的に働きかけ参加を呼びかけていきます。

#### 3 防犯・防災体制に関する共同の取り組み

- ①地区センターとの複合施設として、防犯・防災体制を共同で取り組んでいきます。
- ②消防訓練・避難訓練を共同で実施し、災害時の利用者の安全確保に努めていきます。
- ③災害発生時には、同じ横浜市の公の施設として必要な役割を果たせるよう協力して取り組んでいきます。

#### 4 建物設備管理委託の一体化

- ①消防設備・冷却塔・空調設備・自動扉・清掃業務等の共同管理を行うことで、建物全体の一体的管理を効率的に行います。
- ②築20年を超えており不具合も散見されています。修繕についてはできるだけ早く、又駐車場等の共用部分についてもお互いに協力しながら、利用者が困らないように維持管理していきます。

#### 5 合築施設との連絡調整

- ①毎月定期的に地区センター（館長・副館長）と地域ケアプラザ（所長・地域活動交流 Co・サブ Co）の情報交換を行います。お互いの行事の協力や普段の活動の中で気付いたことなどを意見交換し、地域の皆様が利用しやすい施設にしていきます。



## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。



## 日本最大の社会福祉法人「済生会」

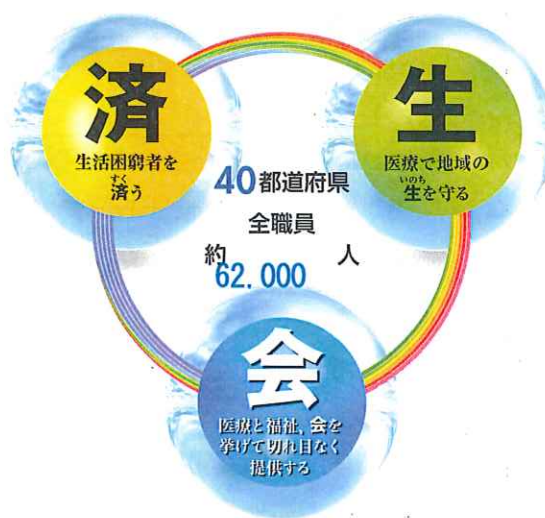
本会は、明治天皇が医療によって生活困窮者を救済しようと、明治44（1911）年に恩賜財団として設立されました。以後、100年以上にわたり、医療・福祉で実績を積み重ねてきました。現在は、第6代総裁に秋篠宮皇嗣殿下を推戴し

次の三つの目標を掲げ、日本最大の社会福祉法人として、97の医療施設、444の福祉施設・事業において、全職員約6万2千人が全国で医療・保健・福祉・介護事業に携わっています。

- 生活困窮者を **済**（すく）う
- 医療で地域の **生**（いのち）を守る
- 医療と福祉 **会** を挙げての切れ目のないサービスを提供

本会は、医療・保健・福祉を総合的に展開している団体です。高齢者や子どもたち、障がい者が当たり前地域の一員となり、共に生きる地域づくりに貢献していきます。

本会は法人としては1法人ですが、全国の都道府県に40の支部を置き、支部単位で医療・保健・福祉・介護事業を展開しています。



### 神奈川県済生会（神奈川県支部）

本会設立とほぼ同時に神奈川県支部が創設され、その後大正2（1913）年に、本会における全国の第一号病院として、現在、東神奈川にある病院が開設されました。

病院事業としては、その後、平塚市の病院、金沢区内の病院の開設を経て、昭和55年に横浜市の地域中核病院の第1号として、横浜市港南区に病院を開設しました。

また、平成19年には、2ヶ所目の地域中核病院として横浜市鶴見区に病院を開設し、平成30年には、東神奈川にリハビリ専門病院を開設し6病院体制となりました。

<東神奈川の病院>



<金沢区の病院>



<港南区の病院>



<鶴見区の病院>





福祉・保健事業としては、昭和40年に金沢区の知的障害施設を県から受託、同51年に保育園、同55年に特別養護老人ホームを開設し、その後、港南区港南台、金沢区六浦及び能見台、神奈川区菅田に横浜市地域ケアプラザの受託運営を開始しました。

現在では、6病院、4地域ケアプラザ、1包括支援センター、1特養ホーム、1老健施設、1通所介護施設、4訪問看護ステーション、1保育園、2障害施設の21事業を運営し、約4,400人の職員が地域における医療・保健・福祉・介護事業に携わっています。(以下はケアプラザ写真)



### 地域ケアプラザ運営に係る基本方針

#### 1 常に地域とともにある施設でありたい。

「地域の拠点」として、  
「地域とともに考え」、  
「地域とともに活動・交流」し、  
「地域の関係団体、関係機関と連携」し、  
「地域の方々への福祉サービスを提供」し、

いつまでも健康で安心して暮らせる地域社会を目指していきます。



#### 2 高齢、障がい、子育て中など、すべての方のための施設でありたい。

高齢者・障がい者・子育て中の親子など様々な方たちが、集い・交流していくことによって施設から仲間の「輪」を広げることを目指していきます。

#### 3 利用者一人ひとりに寄り添っていく施設でありたい。

利用される方の人権や意思をできる限り尊重し、利用される方の気持ちに寄り添ったサービスの提供を目指していきます。

#### 4 地域や利用者の方から信頼される職員であることを目指していきたい。

地域ケアプラザに働く職員は、保健・福祉のプロとしての自覚を持ち、常に自己啓発と相互研鑽に努め、地域や利用者の方から信頼される人間性と専門性を高めるよう努めていきます。



## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

### 1 予算の施行状況

- ①本会では、会計法人による会計監査を行うほか、本部及び支部が各施設の会計監査や業務監査を行うなど、会計事務の適切な執行に努めています。
- ②神奈川県支部の平成30年度の決算ですが、総収入額が573億2,672万円の収入、そのうち、病院事業が92%（横浜市地域中核病院が72%）、福祉・介護事業等が8%となっています。
- ③福祉・介護事業中、4ヶ所の地域ケアプラザ事業では約7億円、全体の1.2%を占めています。
- ④神奈川県支部全体の平成30年度の当期剰余金は、3億5,803万円のマイナス、病院事業で4億6,500万円のマイナスですが、福祉介護事業では、1億697万円の剰余金が出ています。
- ⑤病院事業は、28年度に東神奈川の病院の新棟開設、29年に平塚市の病院の建替・移転、30年に通信病院から事業譲渡を受けた東神奈川のリハビリ専門病院の改築、開院という大転換期にあることもあって厳しい決算状況となっています。
- ⑥福祉事業全体としては、比較的安定していますが、地域ケアプラザについては、介護報酬のマイナス改定、通所介護事業所数の増加等による影響で厳しい運営状況となっています。

### 2 法人税等の滞納の有無

- ①社会福祉法人である本会は病院事業及び福祉事業を行っていますが、診療報酬・介護報酬とも法人税は非課税です。収益事業のみ、軽減税率の法人税が課税されています。
- ②全国で一つの法人となっていますので、法人税・消費税等の納付はすべて本部が税法上の定めに従い適切に申告納付等を行っており滞納はありません。

### 3 財政状況の健全性等

- ①神奈川県支部の平成30年度の決算では、当期活動増減差額は、3億5,803万円、次期繰越活動増減差額は、48億3,414万円のマイナスとなっています。
- ②その主な原因は、決算額の大半を占める病院事業が大転換期にあることに起因します。
- ③病院事業については、比較的安定的な運営が期待できる福祉事業と異なり、変動が大きいこと、東神奈川の病院、平塚市の病院、東神奈川のリハビリ専門病院が再整備後間もないことなどから、現在は経営の安定化を図る過渡期にあります。
- ④しかし過去の横浜市鶴見区の病院開院時、平成19年度に次期繰越活動増減差額はマイナス112億円を計上しましたが、平成28年度の次期繰越活動増減差額はマイナス24億円と、約88億円のマイナスを解消した実績もありますので、鋭意、収支改善に向け取り組んでいきます。

### 4 安定した経営ができる基盤等

- ①指定管理の応募は支部単位で行わせていただいておりますが、本会は、法人としては全国組織が1つの法人となっており、恩賜財団として100年を超える経営実績があります。
- ②法人全体（全国）の平成30年度決算の状況は、サービス活動収益総額が、約6,576億円、当期活動増減差額は、3億7,580万円のプラス、次期繰越活動増減差額は、約2,424億円のプラスとなっています。
- ③全国で最大の社会福祉法人としての信頼度も高いため、金融機関からの信用も厚く、必要な融資を適宜受けることができることや、本部としても、施設の経営が厳しくなった場合には、財政調整基金、経営基盤強化基金という名目で、運営資金や設備資金を融資して、厳しい状況にある施設を支援する仕組みが整っています。
- ④また、神奈川県支部の福祉・介護事業は、全体として安定的に推移しており、約28億円の剰余金があります。うち地域ケアプラザ計では、3億5,600万円の剰余金があり、同事業は、今は経営的に厳しい状況ですが、利用者増等による収支の改善に取り組んでいるところです。



### 3 職員配置及び育成

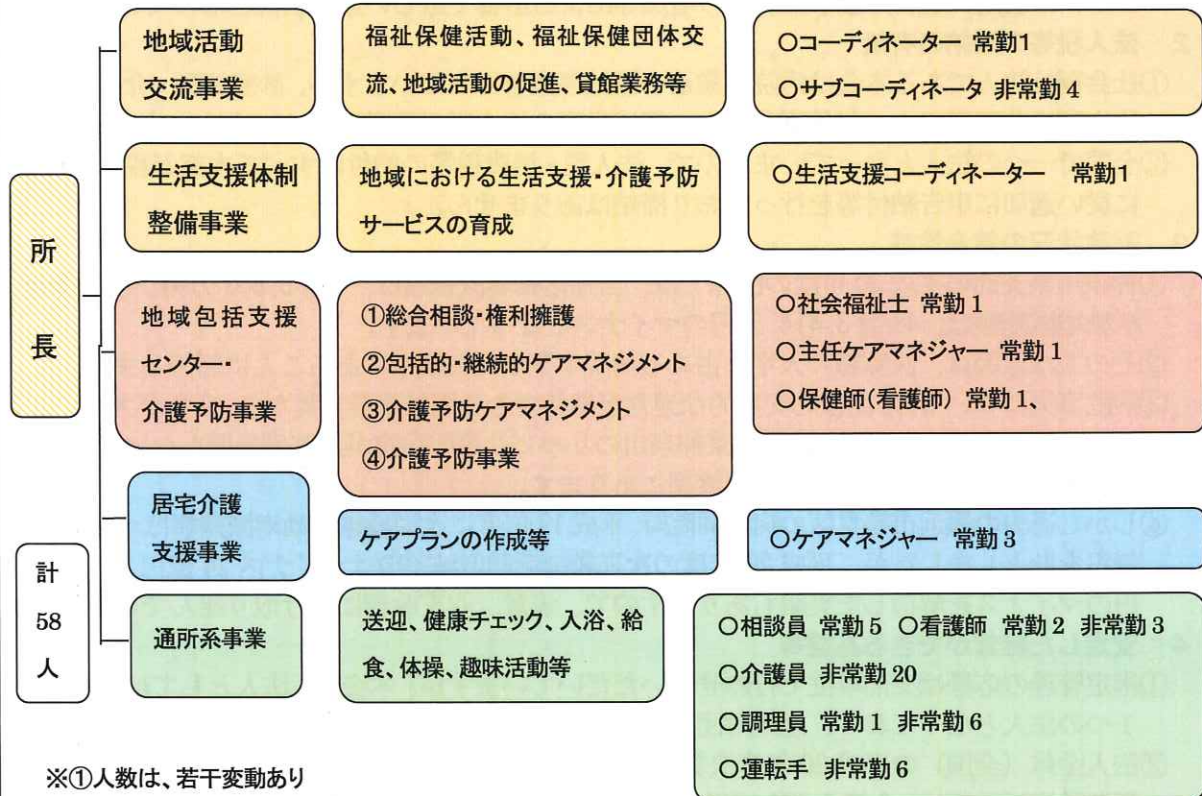
#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

#### <基本的考え方>

- 横浜市の「公の施設」である地域ケアプラザは、公的な役割を認識し、定められた人員配置基準を満たすように、また、できる限り欠員を生じさせないよう職員を確保していきます。
- 職員採用においては、地域ケアプラザ職員として定められた有資格者の中から、面接等の選考を行い、できる限り経験豊富でフットワークが良い職員、また、窓口対応や地域の方との協働事業等も多いことから、協調性の高い職員を採用するよう努めていきます。
- 特に所長は、地域との関係も強く、施設・各事業の要であることから、福祉や地域について豊富な経験のある人材を所長に任命するよう努めます。

#### 必要な職員の確保、適正な配置



※①人数は、若干変動あり

②上記の他、経理担当（常勤）1 労務担当（非常勤）1

#### 1 法令及び市の基準を遵守した職員の確保

介護保険事業であるデイサービス事業・居宅介護支援事業・地域包括支援センター事業は法令により、基本的な人員配置基準が定められていますのでその基準を遵守するとともに、より円滑な事業執行が可能となるよう適正な人員配置を行っていきます。

#### 2 スムーズな運営を行うための勤務体制

開所時間は、原則 9 時～21 時。年末年始等以外は土日も開館のため遅番と早番、土日と平日勤務のローテーションを組み、円滑な運営に努めていきます。



## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

### 基本的考え方

- 1 横浜市の「公の施設」である地域ケアプラザの職員として公的な役割を認識し、公的施設の運営を担っていることの自覚を高めることを目的に人材育成・研修を行っていきます。
- 2 地域ケアプラザが様々な研修に取り組む際には、「地域の拠点」、「地域のための施設」であるという視点を意識するよう取り組んでいきます。
- 3 個別事業における知識・技術を習得して専門性を高め、個人としてのステップアップにもつながるよう人材育成・研修を行っていきます。
- 4 より広い視野で業務に取り組めるよう、所内会議等において様々な地域に係る情報等を共有化していきます。
- 5 研修については年間計画を定め、年間を通じての振り返りを行うことによって、継続的により質の高い研修計画となるよう努めていきます。

### 研修計画

#### 1 研修計画に基づく研修による職員の育成

① 人権研修	人権に関する意識の向上	年1回
② 接遇研修	施設利用者等への応対技術の向上	年1回
③ 事故防止、リスクマネジメント研修	デイ等の事故防止、及び事故発生時対応に関する意識・技術の向上	年2回
④ 防災・防火訓練、AED研修	地域施設としての防災等意識の向上	年2回
⑤ 法令遵守・個人情報保護研修	情報漏えい事故防止等意識の向上	年1回
⑥ 感染症、食中毒関連研修	夏の食中毒、冬の感染症防止意識の向上	年1回
⑦ 会計経理研修	社会福祉法人会計への理解を深める	年1回
⑧ 業務関連 研修 ・認知症研修 ・虐待防止研修 ・ケアマネジメント研修 ・介護技術研修 ・成年後見制度研修 ・障害者関係研修・子育て支援関係研修	毎年の研修計画立案の中で、個別業務に関する様々な研修をどのようなテーマや内容で行っていかかを検討して実施	適宜テーマを変えて、定期的 に実施

※ 研修は年間計画を立てて実施しています。開催時間を職員が参加しやすいよう勤務時間終了後の1時間以内としています。また、研修時間は、勤務時間の対象としています。

#### 2 OJTによる職員の質の向上及び伝達研修

各業務の中で、先輩等からの指導を通じ、より高いレベルの業務実施に努めます。また所外研修にも積極的に参加し、参加職員からの伝達研修により情報を共有化します。

#### 3 新採用職員研修

新採用職員には、採用6か月以内に計画的に研修を実施していきます。

#### 4 所長会議、区関連会議等の各種会議情報の職員へのフィードバックによる職員の啓発

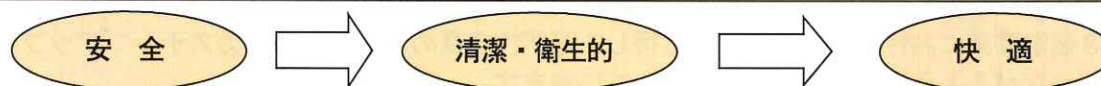
所内ミーティングで様々な会議情報を共有化し、より高い視点での業務実施を目指します。



#### 4 施設の管理運営

##### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。



#### 1 職員による日常的な点検、館内巡視、清掃等

- ①毎夕の館内巡視により、各部屋・厨房（ガス・水道等）・設備・誘導灯・破損個所の有無・施錠等の点検を行い、点検記録簿記載・責任者の確認による確実な点検を行っていきます。
- ②毎日の館内清掃・整理整頓・トイレの清潔維持を図り、快適な利用を目指していきます。
- ③「菅田安心ボランティア」を中心とした利用団体の協力を得て、施設周囲の植木選定や除草を行っていきます。

#### 2 施設の長寿命化の観点から、定期点検等の確実な実施と区への早期報告

- ①安心して施設を利用していただけるよう、また、施設の長寿命化の観点から、各種設備等について、年間計画に基づき計画的にメンテナンスを実施していきます。
- ②定期点検等については、専門業者に委託して実施しますが、点検により不適切な個所が見つかった場合は、速やかに区役所と協議し改善に努めていきます。

**<施設の維持管理・保守（各種法定点検等）>**

○定期清掃	月 1 回	○設備総合巡視保守点検	月 1 回
○害虫駆除	年 2 回	○空調機器点検保守	年 4 回
○機械警備	毎 日	○冷温水発生機保守	年 4 回
○グリストラップ清掃	年 6 回	○受水槽洗浄・装置点検	年 1 回
○自動ドア保守点検	年 3 回	○中央監視装置保守点検	年 2 回
○消防設備保守点検	年 2 回	○給湯設備保守	年 2 回
○エレベータ保守点検	年 12 回	○自家用電気工作物保守点検	年 1 回

#### 3 感染症対策・衛生対策等

感染症対策マニュアルにもとづき対策のチェックを行うとともに、法人の感染症対策チームより職員に対する研修を行い、感染症対策に対する意識向上に努めていきます。

##### ①インフルエンザ等感染症対策

手指消毒用アルコール液を常設し、特に感染症に注意が必要な要介護者の利用するデイルームでは、入室時に必ず手指のアルコール消毒を行い、空気清浄機も設置しています。流行時にはマスクの着用を励行していきます。

##### ②ノロウイルス対策

デイ等各部門・送迎車にノロ対策キットを常備し、手洗い励行と手洗い場へのペーパータオル設置を行います。研修により嘔吐物処理、発生時対応等ノロ対策を適切に行います。特に、調理従事者の健康状態に注意し、調理従事者からの感染が起こらないようにします。

##### ③レジオネラ防止対策

レジオネラによる被害が発生しないよう浴槽の水は毎日交換し、浴槽・蛇口・シャワーヘッド・洗濯室の給湯栓及び冷却塔等に関して、年 1 回専門機関による検査を受けていきます。



## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。





### (3) 災害に対する取組みについて

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

#### <福祉避難所運営に関する基本的考え方>

- 災害時における福祉避難所の設置・運営のため、日頃からできる限りの準備を行います。
- 福祉避難所開設時は、区の指示に基づき要援護者を受け入れ、神奈川区本部援護班・神奈川区社協（区ボランティアセンター）・本会法人本部等、関係機関と連携しつつ、避難所の適切な運営を行います。
- 日頃の備えは必要ですが、災害時は迅速にかつ臨機応変に対応することを心がけます。

#### <福祉避難所とは>

- ①災害時、小中学校等の地域防災拠点で避難生活を送ることが困難な要援護者を受け入れるための二次的な避難所が「福祉避難所」です。  
（神奈川区内：特養ホーム3、地域ケアプラザ7、地域活動ホーム3 他 計16施設）
- ②福祉避難所への避難が必要な方は、区の専門職などが本人の状況や要介護認定の有無等を確認し、福祉避難所の受け入れ可否を調整したうえで、区役所が受け入れを決定します。
- ③福祉避難所となる施設は、神奈川区と福祉避難所に関する協定を結んでいます。
- ④避難者のため災害備蓄が行われています。  
（水・食料・紙おむつ・エアマット・簡易トイレ・毛布等）

#### 地域ケアプラザにおける福祉避難所に関する取組み

##### 1 福祉避難所を運営するうえでの最大の課題（運営スタッフの確保）

- ①過去、全国の大規模災害時に福祉避難所が設置されましたが、多くの福祉避難所では運営するスタッフ・ボランティアが不足し、十分に機能しなかった例が多いと聞いています。
- ②福祉避難所の運営は、運営スタッフ等の確保が最も重要な課題です。
- ③区の防災計画では、福祉避難所の運営は施設職員が行うとされ、人的スタッフが必要な場合は区援護班がボランティア受入窓口で協力を要請するとされています。
- ④しかし、災害時でもデイやケアプラン、相談等の業務を継続しながら福祉避難所を運営すること、通常は日中業務のみであるところ福祉避難所は要援護者に対する24時間対応となることなどから、一般ボランティアだけでは困難であり、専門的ノウハウのあるスタッフの確保が必要です。
- ⑤一般のボランティアは日中活動が原則ですが、繁忙時の朝食・夕食時も食事介助のできるボランティアが必要です。



##### 2 福祉避難所設置に向けての適切な準備

###### ①職員の研修及び訓練等

福祉避難所設置運営マニュアルに基づき、福祉避難所運営に関する職員研修会を定期的に行うとともに、区役所・地域防災拠点・地域団体と協議し、福祉避難所の訓練を行っていきます。

###### ②地域ケアプラザ職員の参集

平常時から非常勤職員も含めて、災害時には参集しなければならないことを周知します。又、職員自身の被災や交通機関途絶等の理由により、直ちに参集できない職員が生じます。参集可否を確認するため、参集リスト（メールアドレスの登録・来所までの所要時間・来所の可否）及び一斉メール配信機能を活用し、災害時に速やかに対応できるようにします。



### ③他の地域ケアプラザ等との災害時相互応援協定（神奈川県支部）

市域全域の福祉施設が被災するわけではありません。避難所運営スタッフ確保等のため、神奈川県支部内の地域ケアプラザ等と福祉避難所運営に関する相互応援協定を結び、日頃から災害時には応援要請の緊急連絡ができるよう連絡網をつくっています。

### ④DCATによる災害時応援システム（全国本部）

災害時には、本会の全国本部に災害対策本部が立ち上がり、被災情報の収集や被災施設応援の指示が出されることになっています。特に、DCATという名称で、全国の福祉施設から被災地の福祉避難所等へ、介護職員をローテーションで派遣する仕組みをつくっています。

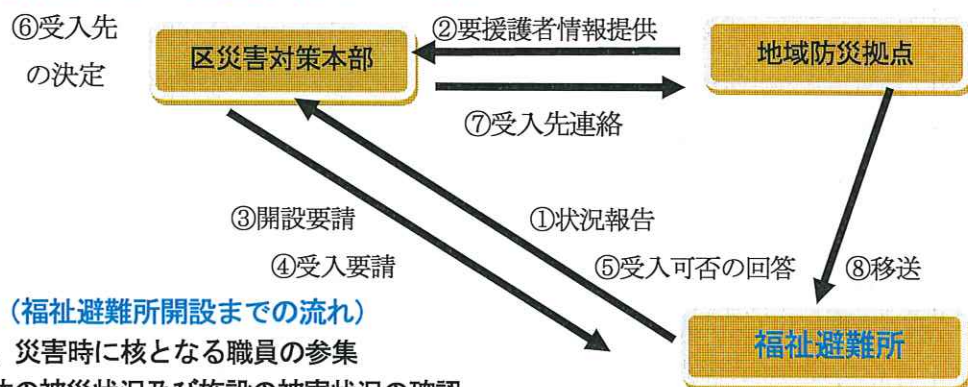
### ⑤福祉学科の学生へのボランティアの依頼

地域ケアプラザに実習に来る学生や所属する学校に、災害時の福祉避難所運営スタッフとしての応援を依頼しておきます。

### ⑥区災害ボランティアセンター（区社協）への依頼

災害時のボランティアは、基本的には区災害ボランティアセンターから派遣されますので、その事務局である区社協に24時間交代でボランティアの派遣が可能か、繁忙時の朝食・夕食時にもボランティアの派遣が可能か依頼しておきます。

#### <福祉避難所開設及び要援護者受け入れの流れ>



## 2 発災時（福祉避難所開設までの流れ）

### ①所長他、災害時に核となる職員の参集

### ②地域全体の被災状況及び施設の被害状況の確認

### ③職員の安否確認及び参集の呼びかけ

所長他、災害時に核となる職員から、職員・家族等の安全状況をメール等で確認するとともに、被災状況に応じて職員への参集の呼びかけ（参集時に職員が地域の状況を把握・報告）

### ④区災害対策本部・本会本部・県支部への状況報告

第1報の後、職員参集状況等、開設準備状況等を随時、区本部等に報告し指示を仰ぐ。

### ⑤福祉避難所運営スタッフ確保に関する協力要請

速やかに本会本部（DCAT）・他の地域ケアプラザ・福祉系学生・様々な介護事業者団体・関係団体に人員派遣・物資の派遣について依頼する。

### ⑥福祉避難所開設準備

- ・地域ケアプラザの災害対策本部の立ち上げ
- ・受入場所やスタッフ控室の確保、福祉避難所レイアウト図の作成
- ・災害備蓄物資の確認、スタッフ参集状況と役割分担の確認
- ・地域への周知（福祉避難所設置及び通常業務としての貸室の休止等）
- ・職員参集状況等を踏まえ、区本部と受入可能人数、福祉避難所開設時期について調整
- ・要援護者受入に協力する送迎車、送迎スタッフの確保

### ⑦区からの福祉避難所開設要請を受け福祉避難所を開設

- ・その後、要援護者の受け入れ方法（送迎の必要性等）について区本部と調整



## イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

### <災害に備えるための基本的考え方>

- 災害への対応は、自助（家庭等）・共助（地域）・公助（行政）が基本です。
- 地域ケアプラザは、地域団体と協力して共助のために行動するとともに、区からの依頼に基づき、福祉避難所の設置等、公助の役割の一部を担います。
- 震災時の福祉避難所の設置だけでなく、風水害に対しても日頃からアンテナを張ります。
- 要援護者の安全のため、かつ避難の遅れがないようエリア内要援護者への対応を行います。

## 1 災害発生に向けた日頃の備え

### ①津波到達エリア、がけ崩れ危険地域等の災害情報の把握

災害に備え、神奈川区防災計画・区防災マップ・津波ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等を、常に施設の災害関係マニュアルとともに紙ベースで常備しておきます。

### ②要援護対象者（特に、人工呼吸器等利用者）の把握

地域ケアプラザが把握している介護保険の契約や一人暮らし高齢者見守り事業等の様々な情報から、災害時に支援すべき要援護者の情報（氏名・住所・緊急連絡先・服薬情報・支援すべき情報等）を把握しておき、災害種別（風水害・土砂崩れ・大地震・津波）ごとに、支援すべき要援護者と支援内容を整理しておきます。特に、大震災等による停電に備えて人工呼吸器等、電源が絶対必要な器具を使用されている方の情報・支援内容を整理しておきます。

### ③介護保険に関する災害時の特例扱い等の情報把握

大規模災害時には、介護保険制度について通常の手続きでは制度が機能しないことがあるため、特例的な扱いに関する通知が数多く国から発出されます。過去に通知された災害時特例扱いを把握しておき、大災害が起きた場合、迅速に相談に対応できるようにしておきます。

### ④一人暮らし・二人暮らし高齢者訪問事業への協力

民生委員の方が取り組んでいる一人暮らし・二人暮らし高齢者訪問事業にプラザとして協力し、それらの方の緊急連絡先や必要な支援内容等について把握しておきます。同意がある場合にはその情報は自治会にも提供し、災害時要援護者の見守り活動に生かしていただきます。

### ⑤災害対応マニュアルに基づく職員への研修と訓練

災害対応マニュアル等に基づき、災害が発生した場合の参集、災害時の要援護者支援への対応方法等について職員向け研修を行います。

## 2 災害発生時の対応

### ①一人暮らし高齢者等、要援護者の安全確認

災害の状況（種類・規模）に応じ、避難すべき要援護者がきちんと避難できているかどうかを確認・避難支援します。また、要援護者を在宅から避難させた場合は、必要に応じて区と協議し災害時の福祉避難所への受入について調整します。

### ②特に配慮が必要な要援護者に対する命を守るための支援

特に人工呼吸器・電動器具使用患者等の命を守るための支援を最優先に行います。

### ③災害の状況に応じ、地域ケアプラザに求められる役割を、臨機応変に果たす。

様々な災害の状況に応じて、対応すべき事項が変わりますので、災害対策本部となる区の指示に従って、地域ケアプラザに求められる役割を臨機応変に果たしていきます。



#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

##### ＜基本的考え方＞

- 地域ケアプラザは、横浜市民の税金で作られた公の施設であり、介護事業部門以外は運営費が税金で賄われている公共性の極めて高い事業を行う施設です。
- 地域ケアプラザは、横浜市から指定管理者として指定を受けた民間事業者が運営しますが、私たちは、公の施設であり公共性の高い事業を行う施設であることを職員一同が十分に自覚し、貸室を貸し出す際にも介護事業を行う際も、常に公正中立性な対応を心がけていきます。

#### 1 貸室の貸出時などにおける公正中立性

- ①貸室申し込みについては、抽選が必要な場合には厳正なる抽選により決定します。
- ②抽選申し込み後の空き室については、随時申し込み順に予約を受付します。
- ③講座等の申し込み受け付けは、先着順を基本としますが計画段階で参加人数が多く見込まれる場合は抽選も行っています。

#### 2 介護保険サービス事業者に対する公正中立性

##### (1) 地域包括支援センターとしての公正中立性

- ①地域包括支援センターは、介護予防支援事業者として、地域ケアプラザ担当圏域内の要支援者の介護予防ケアプランを独占的に作ることが法で定められています。  
そのため、その運営について、以下の点について公正中立性が求められています。
  - ア) 要支援者のケアプラン作成の際、一部を居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業者）に委託できますが、委託先を選定する際に特定の事業所に偏らないこと
  - イ) 介護予防ケアプランに位置付ける訪問介護や通所介護などの介護サービスについて、特定の事業所に偏らないこと

##### (2) 居宅介護支援事業者としての公正中立性

- ①居宅介護支援で作成するケアプランにおいても、位置付ける介護サービスについて特定の事業所に偏らないことが求められています。

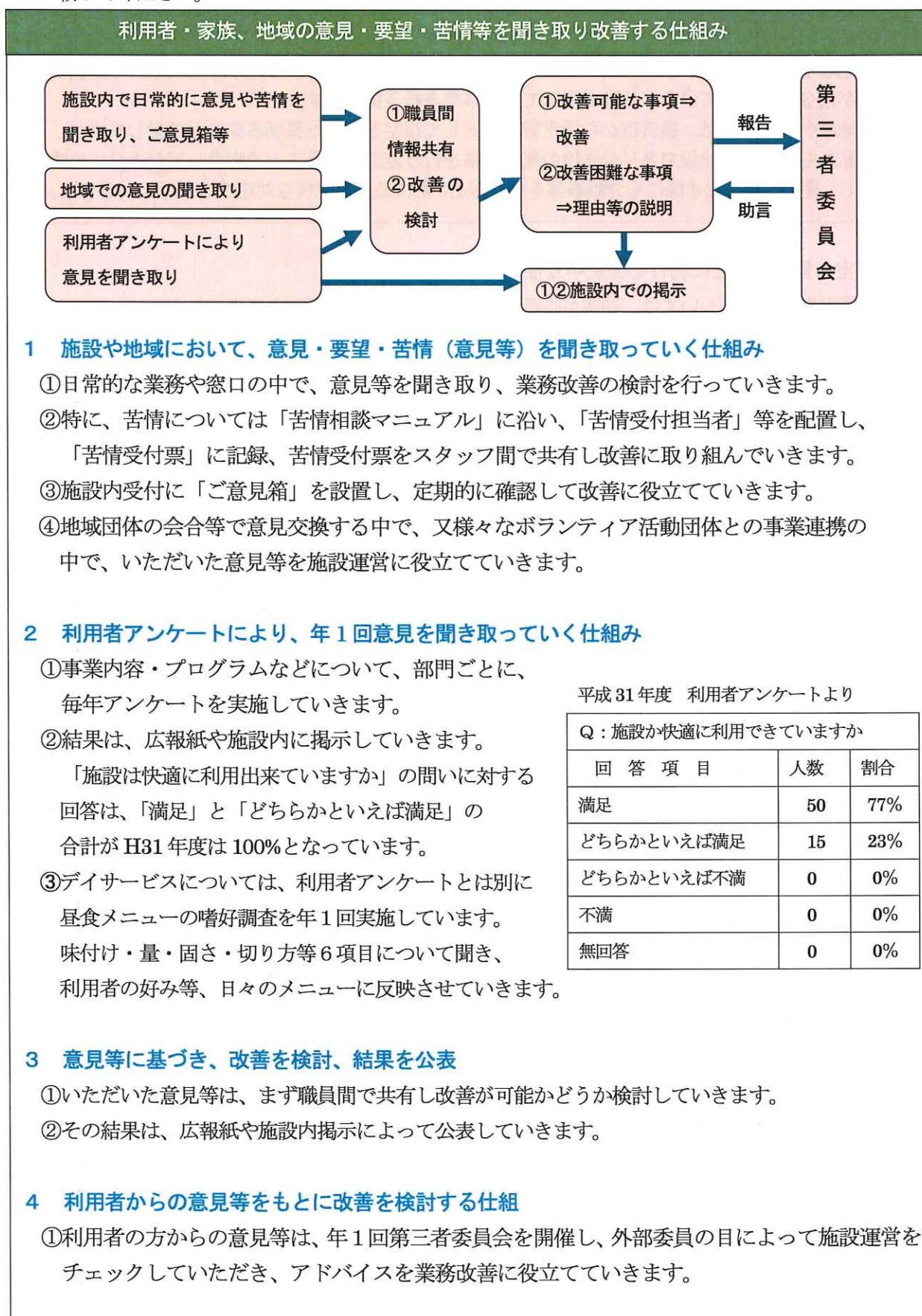
##### (3) 公正中立性を確保するための方法

- ①ケアプランを作成する利用者・家族に対し、ハローページ等を活用して複数の事業所を提示します。
- ②介護予防ケアプランを委託する場合、利用者・家族の方に居宅介護支援事業所の所在地や特徴などを説明し、できる限り利用者・家族の方に事業所の選択をしていただきます。
- ③ケアプランや介護予防ケアプランに、訪問介護や通所介護等の介護サービスを位置付ける場合は、利用者・家族の方に介護サービス事業所の所在地や特徴などを説明し、できる限り利用者・家族の方に介護事業所の選択をしていただきます。
- ④どの事業所を提示して、どのような理由でどの事業所に決定したかについては、利用者ごとに記録を残します。
- ⑤介護サービス事業者に対する公正中立性が担保されているかどうかについては、定期的に横浜市に報告しチェックを受けます。



## (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。





## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

### 個人情報を保護する仕組み

個人情報保護  
に関する  
マニュアル

個人情報保護に関する具体的取組

- 研修、○PCデータ保護対策、○個人情報に関する誓約書
- 記録媒体の施設外持出禁止、○個人情報の取組の施設内掲示

個人情報保護  
委員会

○公的な団体である本会は、個人情報保護規定に則り、また法令遵守（コンプライアンス）の精神に則り、十分な注意を払って個人情報保護に取り組んでいきます。  
○個人情報の漏えい防止のためには、「決して漏えいしない」という強い意識を、すべての職員が持ち、定期的な研修でその意識の向上に努めていきます。

#### 1 個人情報の漏えい及び規程に基づいた取り扱い規程

- ①個人情報保護に関する具体的取組や責任体制・情報漏えい事故発生時の対応等について、神奈川県支部の個人情報規程に基づき取り扱い規程を定めていきます。
- ②取り扱い規程は、必要に応じ随時見直していきます。

#### 2 個人情報保護のための具体的取組

- ①個人情報保護研修（年1回）を全職員に対して実施し、個人情報チェックシートによる意識付け等を行っていきます。横浜市の「地域ケアプラザ等において発生した事故等の状況について」（通知）を毎月職員全員で情報を共有し意識向上を図っていきます。
- ②パソコン上のデータは施設から持ち出しを禁止とし、USBメモリに記録できない仕組みとしていきます。夜間は、PCや個人情報は鍵付きキャビネットに保管することとします。
- ③職員・委託業者・実習生から個人情報保護に係る誓約書の提出を求め、個人情報保護について強い意識付けを行います。（退職後も同様）
- ④施設内に個人情報保護の取組を掲示し周知していきます。

#### 3 法人の情報公開の取組

- ①本会ホームページにおいて法人全体の運営状況を、地域ケアプラザのホームページや窓口等において、地域ケアプラザの運営状況（事業計画書、事業報告書）を公開していきます。
- ②横浜市（よこはま福祉ナビ）やかながわ福祉情報コミュニティのホームページにも、当地域ケアプラザの情報が多く掲載されていますので、相互にリンクを張り情報共有に努めていきます。
- ③施設内で毎年度の事業計画、事業報告等を自由に閲覧できるよう掲示していくとともに、市の情報公開条例に準じて、情報公開請求にも応じていきます。


#### 4 人権尊重への取組

- ①児童虐待・高齢者・障害者虐待について、様々な相談等の中から虐待の兆候についての感覚を研ぎ澄まし、区や関係機関・関係団体と連携して対応していきます。
- ②区との連絡調整等の中で、要対応案件が生じた場合は、求められる役割を適切に果たします。
- ③児童・高齢者・障害者虐待等人権に関する相談窓口を施設内に掲示し、人権問題について地域へのPRに努めていきます。
- ④毎年、全職員を対象に体験型の講座等も含めて、人権研修を実施していきます。



(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。



環境への配慮、地域ケアプラザ・ECO推進委員会

ごみの分別

資源のECO

エネルギーのECO

ECOの研修等

○ヨコハマ3R夢プランにもとづき、できる限り3R（Reduce：ごみを減らす、Reuse：再利用する、Recycle：リサイクルする。）を目指していきます。

**1 地域ケアプラザ・ECO推進委員会の設置**

①ECO推進委員会を、「ごみの分別」、「資源のECO」、「エネルギーのECO」、「ECO職員研修」の4分野を統括するために設置します。

②委員会は、年2回開催し、4分野のECOの取組状況、取組方針について検討していきます。

**2 ごみの分別について**

①ヨコハマ3R夢プランにもとづき、できる限り3Rを推進します。  
施設内のごみは、市役所ごみゼロの取組に準じ分別を徹底します。

②「すげたふれあいまつり」などのイベントごみについても分別を行っていきます。

**3 資源のECO**

①コピー用紙、トイレットペーパーについては再生紙を利用していきます。

②内部資料印刷時には、「両面印刷」及び「2 in 1」印刷を行っていきます。

③事務用品等を購入時は、グリーン購入（環境にやさしい商品の購入）を進めていきます。


**4 エネルギーのECO**

①利用していない部屋の消灯の徹底とともに夏季のクールビズ、エアコン温度は夏28度・冬19度の設定を基本にします。但し、利用者の方にはきめ細かく対応していきます。

**5 ECOのPR・職員向け研修**

①環境への配慮について施設内に掲示し、利用者の方の理解を得ていきます。

②職員向けのECO研修を実施し、ECO意識を高めるよう努めていきます。



市内中小企業振興条例に基づく中小企業への優先発注

1 市内中小企業の振興について、横浜市の条例に基づく取組に協力していきます。

2 物品購入、修繕、委託等の発注の際は、基本的に市内中小企業者の受注機会の拡大を図っていきます。（横浜市中小企業リストを常備し、その業者の中から発注します。）

男女共同参画推進に関する取り組み

横浜市男女共同参画行動計画	<p>①「あらゆる分野での女性の活躍」とともに、「安全安心な暮らしの実現」という取組分野があり、ひとり親家庭の自立支援、DV防止、ハラスメント防止、困難を抱えたあらゆる女性への支援等が掲げられています。</p> <p>②「男性・シニアの家庭生活や地域活動への支援」という取組分野では、男性の育児参加促進や高齢者の介護施設におけるボランティア活動支援などが掲げられています。</p>
地域ケアプラザの取組	<p>①ひとり親家庭やDVなどあらゆる女性からの様々な相談を受け止め、区役所や関係機関・地域と連携して適切に対応して行きます。</p> <p>②子育て支援事業では、父親の参加も呼びかけるとともに、よこはまシニアボランティアポイント事業の受入施設としてボランティアを積極的に受け入れて行きます。</p>



## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

#### 利用のための有益な情報提供（広報等）

##### <平成30年度年間利用者数等>

総合相談	： 相談者数	2228人（窓口712件、訪問554件、電話962件）
施設利用者	： 開館日数	347日、年間延利用者数 15,744人（1日平均約50人）
自主事業	： 開催回数	178回、参加者数 6,691人
デイサービス	： 開業日数	359日、年間延べ利用者数 9,361人
ケアプラン（含む介護予防）	： 年間延べ利用者数	1393人、月平均利用者数116人

○施設の稼働率向上及び利用者のための有益な情報提供のため、様々な事業において、以下のような情報提供・PRに努めていきます。

#### 1 様々な方法による情報提供・PR

①広報紙・チラシ・ホームページなど地域ケアプラザ独自の広報媒体により、又、区の広報やミニコミ誌との連携により、プラザの事業についてできる限りPRを行いプラザに親しんでいただくとともに、プラザを利用していただけるよう努めていきます。

#### 2 総合相談に関する情報提供・PR

- ①地域の町内会、民生委員等各種団体に対して、地域ケアプラザが福祉の相談窓口であることをPRしていきます。
- ②区や関係機関と連携し、地域における総合相談窓口であることをPRしていきます。
- ③民生委員等とは、75歳以上の一人暮らし高齢者訪問事業を共同で行う中で、援護が必要な高齢者がいた場合には、地域ケアプラザへつないでいただくよう依頼していきます。

#### 3 貸室に関する情報提供・PR、施設貸し出し方法 ※貸出方法については27頁にも記載

- ①広報紙やホームページ等で地域ケアプラザの貸室の広報を行います。
- ②貸室の抽選が必要な場合は、毎月貸室申し込みの抽選を行うとともに、貸室の空き情報をホームページなどに掲載し、利用促進を図っていきます。
- ③子育て中親子のたまり場として、定期的に貸室を開放することで利用を促進していきます。

#### 4 自主事業に関する情報提供・PR

- ①様々な自主事業を実施する場合は、その事業についてのチラシを作成しPRに努めます。
- ②事業のチラシについては、施設内への掲示・町内会への回覧・掲示板への掲載依頼などを行うとともに、ホームページに掲載しPRに努めます。

#### 5 デイサービス等に関する情報提供・PR

- ①デイサービス事業独自の広報紙「ひだまり通信」「なないろ通信」を作成し、デイサービスにおける日常の過ごし方・季節ごとの行事などを伝えることによりデイサービスのPRに努めます。
- ②総合相談窓口や居宅介護支援の相談において、地域ケアプラザのデイサービスについての適切な情報を提供し、利用者・家族の方から選んでいただけるよう努めます。
- ③利用者・家族などによるデイサービスの見学を積極的に受け入れPRに努めていきます。

#### 6 居宅介護支援等（ケアプラン、介護予防ケアプラン等）に関する情報提供・PR

- ①区と連携し、担当圏域内で介護予防ケアプランを作成するのは、地域ケアプラザのみであることをPRしていきます。
- ②本会の病院等と連携し、地域ケアプラザがケアプランを作成することで、安心して在宅介護サービスの準備が整えられることについてPRしていきます。



## イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

### <情報提供に関する基本的考え方>

高齢・子育て・障がい・地域福祉・地域支援等に関する様々な情報を日頃から把握しておき、以下のような様々な機会を通じて、情報提供を行っていきます。

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 相談窓口における情報提供           | 2 定期的な広報発行紙による情報提供    |
| 3 ホームページによる情報提供          | 4 個別事業実施の際のチラシによる情報提供 |
| 5 関係団体等の会合やイベント時における情報提供 |                       |

#### 1 高齢者の分野に関する情報提供の例

- ①介護保険等福祉制度に関する情報を把握しておき、民生委員や地域の会合やサロンなどを活用し情報提供します。
- ②認知症の情報に関しては、認知症サポーター養成講座や地域の会合等で情報提供します。
- ③介護予防の情報に関しては、自主事業等を展開する等で地域に還元していきます。
- ④孤立予防に関しては、民生委員・ふれあい活動員等と協力し孤立している高齢者がいた場合には連絡いただけるよう情報提供していきます。
- ⑤デイサービス等ケアプラザが実施する介護サービス事業に関する情報は、広報紙（「すげたッチ」「ひだまり通信」「なないろ通信」）を使って情報提供します。その他ホームページ等でPRしていきます。

#### 2 こどもの分野に関する情報提供の例

- ①親子の場づくり・仲間づくりに関する情報は、子育て支援拠点や主任児童委員との連携の中で把握し、子育て関係のネットワークの中であるいは保育園などを通じて、チラシ等による情報提供を行う他、ホームページなどでPRしていきます。
- ②児童虐待に関しては、必要に応じ区や主任児童委員と協力して対応するほか、児童虐待防止月間等のオレンジリボン運動の取組等の中で児童虐待防止の呼びかけをしていきます。
- ③「ComeCome ひろば」をきっかけに学校との連携を深め、情報提供・情報共有をしていきます。

#### 3 障がい者の分野に関する情報提供の例

- ①障がい制度・障がい施設に関する情報は必要に応じ窓口等で情報提供するとともに、障がい児余暇活動支援事業については、個別に障がい団体へ情報提供していきます。

#### 4 地域福祉・地域支援等に関する情報提供の例

- ①地域における仲間づくり・ネットワークに関する情報
- ②健康づくり行事等に関する情報
- ③防犯（振り込め詐欺等）に関する情報
- ④防災（特に、福祉避難所）に関する情報
- ⑤各種自主事業に関しては、チラシを作成し館内での掲示・配布、地域団体・関係機関への配布・回覧等・ホームページなどによる情報提供に努めていきます。

#### 5 ホームページによる広報

- ①自施設の紹介以外に、他施設・福祉関係団体のホームページとリンクし、地区センター等の催し物等を地域ケアプラザのホームページから知ることができるようにします。また、振り込め詐欺等の注意喚起もホームページで行っていきます。



## ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザ		
	<b>地域包括支援センター</b>	
総合相談事業 (障がい、子育て等)	①総合相談（高齢者）事業 ②権利擁護事業	通所系サービス (デイサービス等)
地域活動交流事業 (貸館、自主事業等)	③包括的・継続的ケアマネジメント 支援事業	居宅介護支援事業 (ケアプラン)
生活支援体制整備事業 (地域活動の創出等)	④介護予防ケアマネジメント事業	介護予防支援事業 (介護予防ケアプラン)

○総合相談事業、地域活動交流事業 ⇒ 横浜市単独事業（市の指定管理費で運営）

○生活支援体制整備事業、地域包括支援センター事業 ⇒ 国事業（市の指定管理費で運営）

○デイサービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ⇒ 国事業（介護報酬等で運営）

### <各事業の連携に関する基本的考え方>

○地域ケアプラザ内の地域包括支援センター・地域活動交流・居宅介護支援・デイサービスの各事業は、日常的に緊密な連携・情報共有を行っていきます。

○連携・情報共有によって、地域ケアプラザ全体として個別利用者へのより良いサービスを提供するための「個別支援」、様々な地域活動への協力・支援を行う「地域支援」を検討し進めていきます。

## 1 各部門が情報共有するための方策（主な連携方法）

- ①各部門が相談事業等で把握した個別課題については、必要な場合は直ちに他の部門へつなぎ、課題解決についてともに検討していきます。
- ②各部門が把握した地域の情報は、6職種会議（月1回）・三部門会議（月1回）・居宅会議（週1回）等で情報共有していきます。
- ③誰でも気軽に立ち寄れる居場所づくりとして、地区社協主催の「あおぞらサロン」（月1回×10ヶ所）・こどもの居場所「ComeComeひろば」や若年障がい者の居場所「ほっとサロンシュガー」等に地域・行政・各部門と連携・協力していきます。
- ④地域で行われるサロンや行事には必ず誰かが出席し、地域との顔つなぎと情報収集に努め、結果を所内で共有します。

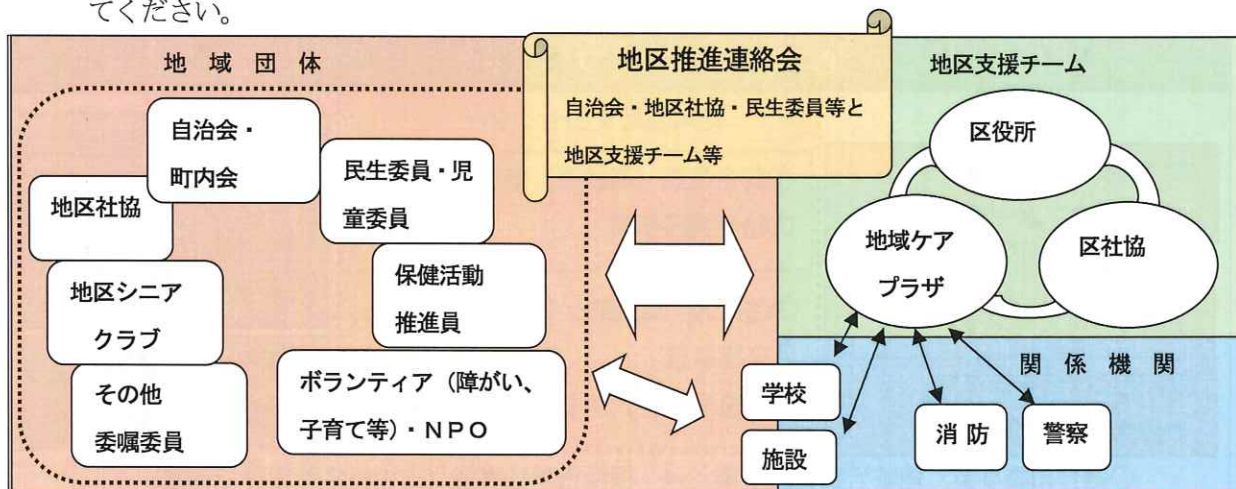
## 2 関連施設（地区センター）との連携

- ①同じく横浜市の公の施設であり、併設する菅田地区センターとの連携は重要です。
- ②催し物の一体開催、防犯・防災体制に関する共同の取り組み、建物の設備管理委託の一体化、合築施設としての定期的な連絡会などによって引き続き連携をしていきます。
- ③併設する地区センターとの連携については、詳細を5項に記載しました。



## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。



※ 地域ケアプラザにとって、地域団体との連携だけでなく、区・区社協・関係機関等との連携が大変重要ですが、区・区社協・関係機関との連携については、「4頁」に記載しました。

### <基本的考え方>

- 地域における各団体との連携を、以下のような方法で深めていきます。
- そのうえで、各団体の情報を他の団体と共有したり、各団体が参加する行事や会議の場に参加することなどにより、地域におけるネットワークの強化を図っていきます。

#### 1 自治会・町内会及び地区社会福祉協議会（地区社協）との連携

地域の団体の中でも要である自治会・町内会とは、地域の行事への参加・地域ケアプラザ行事への協力依頼等様々な場面を通じて連携・協力していきます。また、地区社協主催行事の開催準備の手伝い・参加などを通じて日頃から連携・協力していきます。

#### 2 民生委員・児童委員との連携

介護予防事業・独居高齢者の見守り事業・消費者被害防止の啓発活動・必要に応じた児童虐待ケースへの対応など、様々な事業を通じて情報共有するとともに、様々な事業実施に際しても連携・協力を行っていきます。

#### 3 保健活動推進員との連携

地域ケアプラザでの自主事業や「すげたふれあいまつり」で、健康チェックを行っていただくなど、健康づくりに関する連携・協力を行っていきます。

#### 4 その他、ボランティア団体等との連携

地域ケアプラザを利用するボランティア団体等とは、地域行事への参加・「すげたふれあいまつり」への参加・利用団体交流会の実施など様々な形で連携・協力を行っていきます。

#### 5 学校その他関係機関との連携

地域行事、学校行事等への参加を通して関係機関との連携を図る他、小学校とは、総合学習や福祉教育、施設見学・職業体験受け入れを通じて、消防とは防災訓練を通じて、警察とは振り込め詐欺等の防止のための啓発や認知症、独居高齢者の見守り・発見などを通じて連携していきます。

<芸能大会>



<認知症サポーター養成講座>





## オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

令和元年度  
神奈川区運営方針

**<基本目標>** 笑顔でつながる「神奈川区」  
～地域の皆様とともに、安心して温かい元気なまちづくりを進めます～

### 1 安全・安心なまちづくり

- ◇大地震や風水害時の迅速な避難行動や被害軽減のための「自助」行動の強化
- ◇地域や関係機関との連携を強化し、防犯・安全対策の推進

### 2 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり

- ◇自ら健康行動が取れるよう、幅広い世代を対象とした健康づくり
- ◇安心して子育てができるような、親子のたまり場づくりや外遊び支援の充実

### 3 魅力にあふれ愛着がもてるまちづくり

- ◇幅広い世代のつながりを育み、次世代へのつながりを作る取り組み
- ◇温暖化対策や町の美化・3Rの推進

### 4 地域の力やつながりをはぐくむまちづくり

- ◇地域で話し合うための場作りの支援や担い手の育成の取り組み
- ◇「かながわ支え愛プラン」(第3期神奈川区地域福祉保健計画)の推進

## 区行政との連携

区役所と様々な場面で連携しつつ、区が重要施策として掲げる子育て・健康づくり・介護予防・防災などの事業に積極的に取り組んでいくとともに、「かながわ支え愛プラン」推進のために、地域支援チームと連携し、地域における様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

### 1 安全・安心なまちづくり (13項～15項に詳細記載)

- ①災害プロジェクトチームにより、災害時の職員招集方法・リスト作り・非常用の備品管理・備蓄品の管理等を行い、有事の際の受け入れ態勢を構築します。又、地域住民を含めた防災訓練を実施していきます。
- ②菅田・羽沢地区福祉施設連絡協議会を中心とした「青色パトロール」に参加し、定期的な巡回を行い区内の防犯に協力します。

### 2 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり (27項・42項に詳細記載)

- ①子どもたちがいきいきと遊び健やかに育ち、高齢者が元気で力を発揮し、あらゆる世代が笑顔で健康に生活できるように、「子供会協議会」「ComeCome ひろば」の活動を始め、様々な行事を通じて世代間交流を図っていきます。
- ②健康づくり・介護予防を念頭に置いて、「スクエアステップ」「体操」「コグニサイズ」等を中心に健康づくりを幅広く啓発していきます。

### 3 魅力にあふれ愛着がもてるまちづくり (3Rは19項に詳細記載)

- ①地域行事として「すげたふれあいまつり」「輝けすげたの子フェスティバル」などを開催し、子どもから高齢者まで全ての住民が触れ合える場を作っていきます。
- ②グリーンカーテンなど温暖化対策に取り組み、ごみの3R運動の推進に取り組みます。

### 4 地域の力やつながりをはぐくむまちづくり

- ①地域ごとの情報交換を行い、お互いの活動や課題等を共有する場として「地域ケア会議」や「地区懇談会」を開催し、地域にかかわる様々な人が話し合う場を開催します。
- ②地域の方々に区・区社協・地域ケアプラザの役割や関係を理解してもらい、より連携のしやすい仕組みづくりを行います。
- ③「かながわ支え愛プラン」(第3期神奈川区地域福祉保健計画)について、地域・関係機関と連携し推進していくと同時に、第4期計画の策定準備に協力します。



## カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局として、地区別支援チームのメンバーの中でどのような役割を果たし、どのような体制でどのように取り組むか具体的に記載してください。

### 神奈川県地域福祉保健計画

#### <基本理念> 誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いききと暮らせるまちをつくろう

#### 柱1 支援が必要な人が支援につながる仕組みづくり

- ①お互いの理解を進め、必要な人に必要な情報を届けます
- ②さまざまな人がつながり、お互いに支え合うことができる地域づくりを進めます

#### 柱2 健やかで心豊かに生活できる地域づくり

- ①誰もがいきいきと健やかに生活できる地域づくりを進めます

#### 柱3 地域を支える人材を支援する仕組みづくり

- ①さまざまな人たちが地域と関わる仕組みづくりを進めます
- ②地域福祉保健活動をひろげるための環境づくりを進めます

#### 柱4 身近な支えあいの仕組みづくりとそれを推進する体制づくり

- ①地域の力を強くする基盤づくりを進めます
- ②区・区社協・地域ケアプラザ等が連携し、地域活動を支援します

#### 菅田地区別・地域福祉保健計画

#### 「助け合えるまち 交流のあるまち 菅田」

目標1 ○地域で助け合える関係づくりを進めよう

目標2 ○地域をあげてのふれあい・交流の機会を増やそう

#### 1 地域福祉保健計画を推進することこそが、地域ケアプラザの使命と考えています

- ①地域福祉保健計画を推進するために、地域や区・関係機関とともに様々な取組を行うことが地域ケアプラザの最も重要な使命と考えています。
- ②そのために地区社協・民生委員等と日頃から綿密な連携を取っていきます。

#### 2 地区支援チームとの連携

- ①区役所・区社協・地域ケアプラザの3者の地区支援チームにより、地域と話し合いながら地域課題の解決に向けて取り組みます。
- ②地区支援チームとして、様々な課題について地域との話し合いの場である「地区懇談会」を必要に応じて開催します。
- ③地区支援チームは継続的な協議の場を持ち、地域ケアプラザは日頃の事業活動の中で把握した地域の情報を提供し、逆に区や区社協・地域からも情報をもらっていきます。

#### 3 地域との連携により、地域福祉計画に掲げられている様々な事業に取り組みます

- ①高齢者支援・子育て支援・障がい者支援に関する様々な自主事業を行います。
- ②高齢者・子育て・障がい者に関する様々な情報を地域に発信し、地域からの意見等を受け止め関係機関、区等と連携して対応して行きます。

#### 4 日頃の業務における連携

- ①様々な個別ケース対応や啓発事業等で、また、神奈川県徘徊高齢者SOSネットワークや児童虐待防止ネットワークなどの場面で必要に応じて、区役所と連携しチームの一員として、それぞれの役割分担のもと行動して行きます。
- ②地域ケアプラザは、毎年事業報告・事業計画を区に提出しています。又、年度末に区から事業の評価を受ける中で様々な意見交換を行い、事業の方向性について検討して行きます。



## キ 地域包括ケア区行動指針について

地域包括ケア区行動指針の推進主体の一つとして、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の中でどのような役割を果たし、どのように取り組んでいくか具体的に記載してください。

### 地域包括ケアシステム構築に向けた神奈川区行動指針 <重点方針要約>

<b>在宅医療・介護連携</b>	○在宅療養生活を支える多職種が連携強化できる仕組構築、多職種間のルールづくり ○在宅生活を支える体制拡充のための、区民向け・専門職向けの啓発・人材育成
<b>生活支援の充実</b>	○高齢者の日常生活の困りごとや地域活動の支援、多様な主体との連携 ○地域ケアプラザ等がケアマネ、民生委員と連携し、地域ニーズを取り組みに反映
<b>介護予防</b>	○身近な場での介護予防活動を増やし、高齢者も担い手にボランティア育成支援 ○啓発により介護予防意識の醸成、要介護度の維持・改善に取り組む
<b>認知症対策</b>	○認知症の理解の普及啓発を進め、認知症サポーター・キャラバンメイトの取組拡充 ○「認知症高齢者見守り協力店」や「みまもりキーホルダー」の普及をはじめ、専門機関との連携による早期発見・早期診断の仕組みづくり

### 地域ケアプラザにおける取り組み

#### <基本的考え方>

- 神奈川区行動指針に掲げてある重点方針の多くは、地域ケアプラザが持つあらゆる機能や人材を使って進めていかなければならない重要な課題と考えています。
- 地域の団体・区・区社協・関係機関と連携等しつつ、地域の様々な団体の会議や活動に積極的に参加します。重点方針に係る様々な事業を地域ケアプラザ自ら実施するとともに、地域の様々な事業の充実や人材の育成について地域を支援することによって、地域包括ケアシステムの構築に貢献できるよう取り組んでいきます。

※プラザ事業の多くは地域包括ケア推進に係るものですが、ここでは主な取組の概要を記載しました。

#### 重点方針1「在宅医療・介護連携」に関する主な取り組み（詳細は38頁に記載）

- ①在宅医療連携拠点の多職種連携会議に参加し、医療・介護従事者の相互理解等に努めていきます。
- ②本会関連病院等の協力を得て、医療や介護に関する講座等を実施し、正しい知識の啓発に努めます。

#### 重点方針2「多様な主体による生活支援の充実」に関する主な取り組み（詳細は32頁に記載）

- ①高齢者の日常生活の困りごとを解決する「菅田安心ボランティア」が定着していますので、引き続き事務局として、活動の充実と活動スタッフの確保等に取り組んでいきます。
- ②市営住宅での野菜移動販売が軌道に乗りましたので、今後担い手の充実と自主化に取り組めます。
- ③菅田地区に現在10か所のサロンができています。引き続き地域ニーズを汲み取り民生委員や地域の方たちとともにサロンの拡充に取り組んでいきます。
- ④大規模団地の「ワンコイン見守り隊」の活動について、今後も地域と協働していきます。

#### 重点方針3「介護予防」に関する主な取り組み（詳細は42頁に記載）

- ①地域における介護予防講座を開催するとともに、音楽セラピー・スクエアステップなどを楽しみながら介護予防のできるプラザ自主事業を開催し、介護予防に関する啓発を行っていきます。
- ②本会関連病院と連携し、医学講座・健康講座等地域住民向けに開催していきます。

#### 重点方針4「認知症対策」に関する主な取り組み（詳細は36頁に記載）

- ①キャラバンメイトと連携して、認知症サポーター養成講座を継続的に実施していきます。
- ②「みまもりキーホルダー」の登録促進のため、地域のサロン等での周知や「みまもり協力店」となる医療機関・福祉施設・商店等への訪問・協力要請活動を行います。
- ③認知症の早期発見等のため、情報紙「なないろ通信」年4回発行し、相談窓口等を周知します。



(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

<自主活動化に向けての基本的考え>

- 高齢・子育て・障がいの各事業については、自主企画事業から地域の方による自主事業に発展するよう働きかけていきます。
- 各事業が、自主事業化するまでの一定期間は、プラザとして支援していきます。

1 高齢者向け事業、介護予防事業、健康づくり事業について

高齢者が多く、斜面が多いという地域特性から、いつまでも健康で生活が続けられるよう、介護予防事業・健康づくり事業に今後も積極的に取り組んでいきます。

<太極拳>

主	音楽セラピー	声楽家の講師による音楽療法
な	スクエアステップ	包括エリア内 11ヶ所で開催している人気事業
取	各種医療講演	フレール予防・骨粗鬆症・脳血管疾患・生活習慣病 他
組	各種サロン開催	介護予防を目的とした太極拳・詩吟・転倒予防教室 他



2 子育て支援関連事業について

地域における子どもの数は若干少ないですが、元気な子ども達の声が聞こえる街、子ども達や子育て中の家庭が暮らしやすい街、明るい街づくりを目指していきます。

<ComeCome ひろば>

主	ふれあいおやこひろば	乳幼児親子のふれあいを目的とした活動
な	ComeComeひろば	放課後等子供達が安心して過ごせる居場所づくり
取	輝け菅田の子フェスティバル	餅つき体験や昔遊び等を通じて多世代が交流できる場
組	かなちく子育て応援タイム	地域子育て支援拠点等と連携し乳幼児親子対象の活動



3 障がい関連事業について

地域内には障がい施設も多いことから、障がい児者を支えるボランティアの育成や地域と障がい者が交流し合える心のバリアフリーを目指して取り組んでいきます。

<なかよしキッズすげた>

主	なかよしキッズすげた	障がい児の夏休み余暇支援・自立支援・養育者の息抜きを目的とする
な	ほっとサロンシュガー	障がい者の仲間づくりや社会参加等を目的とする
取	精神保健啓発講座	精神保健に関する地域住民の理解を促進するための講座



4 自主活動化について

介護予防を目的とした事業に関しては、自身で団体を運営できるように一定期間サポートを行い、自主化を行っています。障がい関連事業等については、当事者の自主運営が困難と思われる場合は、ケアプラザの事業として継続し実施していきます。



## イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

貸室部分の利用者は、年間で15,744人、1日平均、約45人。

利用者数は、若干増加傾向にある。時間帯別では平日の午前の利用率が最も高く、夜間は利用率が低い傾向にある。

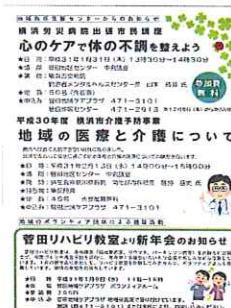
### <貸室の利用率の推移>

貸室	30年度	29年度	28年度	平成30年度貸室利用率			
				午前	午後1	午後2	夜間
多目的室	50%	47%	49%	43%	77%	56%	24%
調理室	28%	29%	30%	29%	47%	36%	1%
地域交流室	19%	22%	21%	16%	35%	24%	2%
ボランティアルーム	34%	36%	33%	23%	51%	47%	14%
合計(人)	15,744	15,967	15,014				

地域ケアプラザの様々な事業等について、できる限り広報を行いプラザに親しんでいただくとともに、プラザをできる限り利用していただくよう努めていきます。

### 1 広報紙等による広報

- ①地域ケアプラザ広報紙「すげたッち」(年11回)や自主事業等のチラシによる広報によって、貸室の利用者が増えるよう呼びかけていきます。  
(施設内配布、他に区・郵便局等の公共施設へ配布、自治会の回覧や掲示板への掲示、地域医療機関・薬局・スーパーへの配架依頼 等)



### 2 ホームページによる広報

- ①地域ケアプラザ広報紙「すげたッち」を掲載しています。

### 3 利用者団体連絡会における情報提供

- ①利用者団体連絡会を通して貸室についての意見交換及び空き室についての情報提供をしています。

### 4 サブコーディネーター会議

- ①毎月1回、所長・地域活動交流コーディネーター・サブコーディネーターが参加し、地域活動交流の事業の確認と普段の業務での意見交換を行い、利用者が快適に利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

### 広報以外の利用率向上や効率的な施設貸出の方法等

- 1 自主事業の開催回数を増やすことにより利用者数の増に努めていきます。
- 2 地域団体・地域ケアプラザ利用団体へのより積極的なPRにより利用促進に努めていきます。特に夜間利用については積極的に進めていきます。
- 3 貸室は、利用が終了した際に部屋の清掃まで含めて「お部屋ご利用確認シート」で利用者と職員が確認をして、次の方に気持ちよく使っていただけるようにしていきます。



## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア登録者数（平成31年3月）		
デイサービス、その他	49人	
2 菅田安心ボランティア（菅田地区社協主体）（平成31年3月、活動回数は30年度）		
ボラ登録者数	実施件数	<主な活動>
30人	93件	草取り・剪定、清掃、修理、障子・網戸の張替え等

○地域ボランティア活動の担い手育成は、地域ケアプラザに求められる重要な役割です。

○地域ケアプラザとしてのボランティア希望者の発掘・育成に加え、毎年「ボランティアデビュー講座」を開催しております。地域のニーズに沿った講座内容等を考えております。自主事業、福祉教育その他様々な方法でボランティア育成に努めていきます。

### 1 地域ケアプラザとしてのボランティアの登録・育成

- ①ボランティア活動を希望する方の登録や登録団体の活動発表の場（「すげたふれあいまつり」等）を作り、ボランティア活動の支援に努めていきます。

### 2 「菅田安心ボランティア」の取組

- ①「菅田安心ボランティア」は支援が必要な方からのちょっとした困りごとを地域のボランティア活動によって解決していく、ボランティアデビュー講座から立ち上げた大切な取り組みです。電話当番と調整役を地域ケアプラザと地区社協で分担し、年2回の中間報告会・総会でも事務局の役割を引き受けています。今後もボランティアデビュー講座を開催し、ボランティアの支援や育成に努めていきます。

### 3 自主事業によるボランティア育成と活動の自主化の促進

- ①男の料理教室・食事会などを開催し、参加者がグループ活動として自主化していけるよう支援していきます。また、これらのボランティアが地域の行事への参加を通じて、地域における活動につながるよう自治会等の地域団体への橋渡しをしていきます。
- ②ボランティアの交流会を開催し、ボランティアのネットワーク化に取り組んでいきます。

### 4 福祉教育により、将来ボランティアになる可能性のある若者の育成

- ①小学校から総合学習の依頼があり、その中で福祉教育や地域の方との交流・地域ケアプラザの機能等を知ってもらえる機会につながっています
- ②中学生ボランティア支援事業「ちょいボラサポーターズCLUB」は、近隣地域の4中学校を対象に、近隣4地域ケアプラザが年間を通してボランティア活動の機会を提供し、地域とのつながり・ボランティア活動や福祉についての理解を深めていただくよう取り組んでいきます。

### 5 区社会福祉協議会（区社協）との連携

- ①地域ケアプラザはプラザエリア内でのボランティア活動を支援していますが、区社協が区域全体のボランティアセンターの役割を担っていますので、定期及び随時に情報交換し、ボランティア活動の支援・ボランティアの育成に連携して取り組んでいきます。



## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<b>&lt;地域ケアプラザ登録状況&gt;</b>	平成 30 年度末の状況
1 福祉保健活動団体数	16 団体、利用者数 5,584 人（高齢者、障害者、子育て支援等の当事者団体）
2 福祉保健支援団体数	8 団体、利用者数 721 人（地域各種団体や福祉保健ボランティア団体）
3 登録ボランティア数	516 人
<b>&lt;地区内の人材&gt;</b>	
自治連合会	: 1
自治会	: 9
地区社協	: 1
地区民児協	: 1
地区民児協委員	: 15 人
保健活動推進員	: 9 人
シニアクラブ	: 5 クラブ

### 地域における活動団体や人材等の情報収集・把握

#### 1 地域ケアプラザへの登録時に把握

- ①貸室申し込み時に、福祉保健活動団体（高齢者・障害者・子育て支援等の当事者団体）、福祉保健活動支援団体（地域各種団体や福祉保健ボランティア団体）の登録を行っていただきます。
- ②その際の登録情報によって、団体名・活動内容・会員数等を把握します。
- ③プラザのボランティア登録時に情報（氏名・住所・希望活動内容等）を把握します。

#### 2 地域の各種団体等における人材の把握

- ①地域の自治会・民生委員等各種団体との連携の中で人材を把握していきます
- ②地域ぐるみの行事や会議等に積極的に参加し人材を把握していきます。
- ③福祉保健活動団体同士の情報交換会や活動紹介を行い、地域の「つながり」を作っていきます。

#### 3 関係機関との連携による活動団体や人材の把握

- ①神奈川区社協は、福祉保健活動団体への補助金申請の中で団体登録が行われています。
- ②神奈川区社協が考案した支え合いマップの活動が「あおぞらサロン」へとつながり、そこでの情報の把握等を行っていきます。
- ③神奈川区のカンファレンス等に神奈川区社協やコーディネーターが参加し、情報の把握を行っていきます。

#### 4 介護に関して地域を支える人材の把握

- ①介護の事業者連絡会等への参加により、地域を支える介護人材を把握していきます。
- ②地域で行われる認知症サポーター養成講座等により人材を育成していきます。

### 地域における活動団体や人材等情報の活用・情報提供等

#### 1 地域や関係団体、関係機関への情報の活用

- ①地域団体等が事業実施の際、把握した情報を提供し事業の実施を支援していきます。
- ②区や関係機関との連携の中で把握した情報を提供し、円滑な事業の実施に役立てます。

#### 2 地域ケアプラザ事業における情報の活用

- ①地域ケアプラザで事業を実施する際、把握した団体や人材の情報を活用していきます。



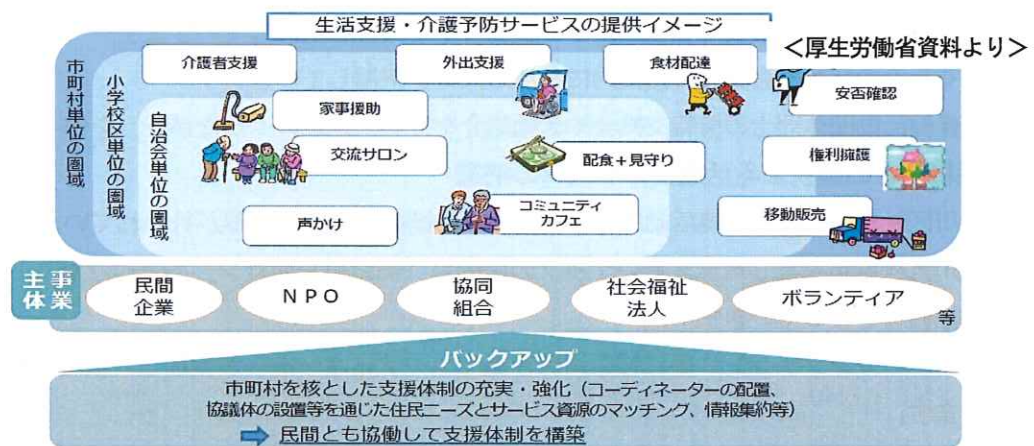
### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

高齢者の生活支援、介護予防、社会参加等に資する、住民主体の地域活動や生活支援サービス等の実態を把握・整理し、高齢者のニーズに対して必要な資源を分析するために、どのように取り組んでいくか、地域ケアプラザ内の職種間連携の視点も踏まえて、具体的に記載してください。

#### <生活支援体制整備事業とは>

- 2015年に改正介護保険法がスタートし、介護保険の給付事業であった要支援者の訪問介護や通所介護が、市町村の事業（総合事業）となりました。
- そのことにより、従来の介護事業者によるサービス提供だけでなく、地域住民主体の訪問・通所サービスや見守りや配食等の生活支援サービスが、介護保険法に「介護予防・日常生活支援総合事業」として位置づけられました。
- 同時に、地域住民等やNPO・民間企業等による訪問・通所サービス、見守り・配食等の生活支援サービスが、地域の高齢者等に提供されるよう支援する「生活支援体制整備事業」も包括的支援事業に位置付けられました。
- 横浜市では、従来から包括的支援事業である地域包括センター機能は、地域ケアプラザが担っているため、生活支援体制整備事業は、プラザが中心となって行うことになりました。
- これからは、公的な介護サービスだけでなく、地域住民など様々な主体が行う活動によって、地域の高齢者や要介護者を支えることが求められています。



#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

#### <基本的考え方>

- 地域ケアプラザのあらゆる機能・場面を通じて高齢者の生活ニーズを把握していきます。
- 特に、菅田地区社会福祉協議会・菅田地区ボランティアセンター活動を通じてニーズを把握し分析していきます。
- 地域行事等には必ず参加しながら、地域住民との顔の見える関係づくりを重視し、気軽に相談できる体制作りを行います。

- ①生活支援体制整備事業の推進は、第一義的には、生活支援コーディネーターがその役割を担うこととされています。
- ②しかし、横浜市地域ケアプラザにおいては、地域活動交流事業として地域のニーズや課題の把握・社会資源の把握・ボランティアの育成・地域住民による活動（ミニデイサー



ビス、居場所づくり、配食・会食サービスなど)の支援が、地域活動交流コーディネーター等によって行われてきました。

- ③そのため、生活支援コーディネーターは、地域活動コーディネーターと密接に連携して、生活支援体制整備事業を進めていきます。
- ④また、地域ケアプラザの各部門の職員は、様々な活動場面で高齢者のニーズや地域のニーズに日常的に触れていますので、それらの活動の中から高齢者等のニーズを汲み取り、生活支援コーディネーター等と共有していきます。
- ⑤具体的には、以下の日常的事業で住民意見等から高齢者等のニーズを把握していきます。
  - ・地域ケアプラザの窓口での相談や訪問の中から
  - ・地域活動交流事業としての自主事業の中から
  - ・民生委員・保健活動推進委員等地域団体での共同の取り組みの中から
  - ・包括支援センター職員等による地域における様々な説明会等の中から
  - ・ケアマネジャーによる要介護者・家族への個別支援の中から
  - ・通所介護における利用者・家族との触れ合いの中から
  - ・あおぞらサロンに毎回参加し、参加者と顔の見える関係づくりを行う中から
- ⑥菅田安心ボランティア事務局をプラザが担っているため、様々なボランティアの依頼の中から高齢者のニーズを把握し、包括等関係機関につなげていきます。
- ⑦現在2ヶ所の大規模団地で開催している「地区懇談会」を他の地区でも開催し、そこで出される意見や細かい地域情報からニーズを把握していきます。
- ⑧未実施の地域の「住民支え合いマップ」作りを住民と一緒に進めていきます。
- ⑨また、生活支援体制についての内容・取組み・地域の現状等について、引き続き自治連合会、地区社会福祉協議会をはじめとした地域内の関係団体に説明し、広く理解をいただきながら、地域ニーズの把握や情報の共有化を目指します。

#### <地区懇談会の開催>



### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

多様な主体が協力して高齢者の生活支援、介護予防、社会参加の充実した地域づくりを進めるために、地域、NPO、民間企業等の社会資源をどのように把握・分析し、連携して取り組んでいくか、具体的に記載してください。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

##### <基本的考え方>

- 地域ケアプラザのあらゆる機能、あらゆる場面を通じて、地域活動等の社会資源を把握・分析していきます。
- 把握した社会資源等のリスト化・マップ化等を行い、地域や関係団体・関係機関と共有化できるように取り組みます。
- インフォーマルサービスの情報収集に努め、地域に還元できるようにします。



- ①区役所や区社会福祉協議会の方針に基づき、資源情報リストの作成に取り組みます。
- ②自治会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等の地域の関係者会議に積極的に参加し、地域情報の収集に努め、包括・地域交流各部門と情報共有します。
- ③これらの地域情報に基づき地域活動・サービスリストを作成し、地域資源のより正確な把握と活用を目指すとともに、地域内の今後の目標設定や既存団体の支援を図ります。
- ④地区社協・自治会で行っている事業・サロンを把握し、地域の強みや特徴を活かした事業支援に取り組みます。
- ⑤菅田安心ボランティアの事務局を担う中で、生活全体の中での問題点・ニーズの把握を行い、必要があれば包括・関係機関と連携をします。又、新規担い手の発掘・育成などを支援します。
- ⑥地域活動・サービスデータベースシステム（「Ayamu」地域介護）を基本とした生活支援の様々なサービス情報を集約し、地域に還元していきます。
- ⑦菅田町全体のニーズ調査ではなく、地区ごと（自治会単位）のニーズ調査を行っていきます。そのために「住民支え合いマップ」「地区懇談会」を通して、地域住民にとって「身近な問題」として捉えてもらえるようにしていきます。
- ⑧生活体制整備事業に係る NPO 法人や関係機関等と連携しながら社会資源の把握・分析を行っていきます。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

地域性を踏まえた上で、地域住民とどのように信頼関係を構築し、目指すべき地域像を共有していくか、また、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について具体的に記載してください。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

##### <基本的考え方>

- 「地区懇談会」（協議体）は、地域住民を中心に関係機関を巻き込みながら、地域に開かれた形で実施していきます。
- 身近な地域支援を考えることや学習会を継続的に開催することで、幅広い参加者とともに目指すべき地域像を共有することに取り組んでいきます。

- ①2ヶ所の大規模団地で実施している「地区懇談会」は地域住民にとって身近な問題として捉えてもらう良い機会だと思います。実績としては「野菜移動販売」「ワンコイン見守り隊（ゴミ出し支援）」につながっています。
- ②地区懇談会は自治会単位が住民にとって受け入れやすいと思われ、今後も自治会単位で実施すべく、事前に関係者と十分な打ち合わせを行い実施に向けて検討していきます。
- ③「菅田小学校跡地利用検討委員会」では、近隣の自治会のみならず菅田町全体の活用を考え、住民が有効活用できることを目標に話し合いに参加していきます。
- ④地域で実施している事業の担い手の負担軽減を鑑みながら、新たな手法なども探るとともに、生活支援事業を町内会・自治会活動等との連携を図りながら構築・拡張していきます。



## エ 地域の活動・サービスの創出・継続・発展に向けた支援について

地域性を踏まえた上で、多様な主体による活動・サービスの創出・継続・発展にどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

### エ 地域の活動・サービスの創出・継続・発展に向けた支援について

#### <基本的考え方>

- 地域における活動やサービスの創出は簡単には進みませんが、生活支援・地域活動交流コーディネーターを中心に、地域包括支援センター職員等と連携しながら、継続的に地域団体、事業者等と話し合いを重ねることで活動の創出等に取り組んでいきます。
- 地域活動の担い手となる人材が不足していますので新たな人材の発掘・育成に取り組み、地域活動創出の支援を行います。

- ①資源開発のために今後も市民参加型の研修に参加し、地域の資源になる人材や場所を発掘していきます。
- ②地域包括支援センターとコーディネーターが連携して講座や研修等を行い、担い手となる人材や団体を発掘し、自主的活動への支援を進めます。
- ③「菅田安心ボランティア」については、事務局として調整役との連携の中、ボランティア登録数者数の増、高齢化しているボランティアの支援と新たな担い手の育成を目指していきます。
- ④区役所・区社協・住民生活区域である若竹苑地域包括支援センター（神奈川区）・鴨居地域ケアプラザ（緑区）・東本郷地域ケアプラザ（緑区）・城郷小机地域ケアプラザ（港北区）等他の地域ケアプラザ・事業者と連携し、より広域の生活支援課題を情報収集・共有し、自治会長はじめ地域の支援者の方々、関係機関の多職種の担い手と連携を図りながら課題解決に向けて事業を推進していきます。
- ⑤「地区懇談会」（協議体）で区役所・区社協はもとより、団地管理運営会社・地元商店・地域住民より情報交換・議論を進め、地域に必要な生活支援策を引続き探ります。
- ⑥今後も菅田地区社会福祉協議会を中心に地域包括支援センターや地域活動交流コーディネーターと連携し認知症研修・健康講座等を行い、出席者の中から居場所づくりや新たなボランティアへの意欲を引き出し、生活支援事業へとつないでいきます。
- ⑦「菅田小学校跡地利用検討委員会」では、区役所・区社協・地域住民・団地管理会社等と協議を行い、「住民ファースト」を基本に考え横浜市へ提案していきます。
- ⑧地域において交通手段・移動手段の必要性が語られていますので、必要なサービスの創出について地域と協議を行っていきます。

#### <地域活動・サービスの創出例>

<大規模団地内でのワンコイン見守り隊>



<市営住宅内での移動販売>





#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

#### (ア) 総合相談・支援事業

##### <総合相談件数>平成 30 年度

介護 保険	介護予 防事業	電話等 962 件		来所 712 件		訪問 554 件		合計 2,228 件	
		認知症	行政サ ービス	インフォ ーマルサ ービス	介護 ・医療	施設 入所 入院	権 利 擁 護	日常生 活課題 その他	合 計
1,104	47	53	6	106	399	40	72	1,292	3,119

※相談内容については重複

##### <基本的考え方>

- 総合相談事業は、窓口・電話・訪問等により、高齢者・家族・地域団体・介護事業者等様々な相談者から、高齢者の困りごと・介護保険の相談・生活の支援等の多様な相談を全て受け止める高齢者等の支援の入り口とも言える役割を担っています。
- 相談によって受け止めた課題は、地域包括支援センターのみで解決できる場合もありますが、必要に応じて、区役所・区社協・関係機関・地域団体等へつないでいきます。
- 相談を受け止め、課題を解決するため、様々な社会資源を把握していきます。

#### 1 個別相談への対応及び関係部門・関係機関へのつなぎ

- ①窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い相談者への適切な対応を行います。
- ②介護保険に関する相談が最も多いので、制度説明・要介護認定の支援を行うとともに、居宅介護支援事業者と連携して利用者の希望に沿いながら適切な介護サービスが受けられるよう支援していきます。
- ③地域包括支援センターは高齢者への支援を行うため設置されたものですが、介護保険等高齢者の相談等を受けるだけでなく、子どもや障がい者に関する相談があった場合は、まずは相談を受け止め、必要に応じて適切な関係機関へつないでいきます。

#### 2 出張相談等

- ①出張相談会の開催や地域サロン等、地域に積極的に向かうことで相談の早期発見・早期対応・予防的対応ができるよう取り組んでいきます。
- ②地域住民対象に認知症の勉強会や、消費者被害の予防対策など生活に身近な問題を啓発するための出前講座等を開催していきます。

#### 3 地域の特性の把握、地域における社会資源の把握とネットワーク化

- ①相談の中から地域の課題を把握し、部門間で連携して解決方法を検討していきます。
- ②地域における高齢化・少子化の状況・独居者の増加傾向・町内会ごとの特性等を把握します。
- ③地域の組織・福祉保健団体・人材を把握し、これらのネットワーク化を図っていきます。



## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### (イ) 認知症支援事業について

#### <基本的考え方>

- 高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症患者数も増えていきます。
- 認知症になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方と連携して認知症の方を支える取り組みを行います。
- 認知症を多くの方に正しく理解していただくため、様々な啓発事業を継続的に行います。
- 認知症の方の介護に関する不安を軽減するため、家族を支援するための取り組みを行います。

#### 1 認知症患者数の推計

(厚生労働省公表推計)

		2012年	2020年推計	2025年推計	2030年推計
国	認知症患者数 (対65歳以上比率)	462万人 (15%)	617万人 (17.6%)	703万人 (19.8%)	787万人 (22.0%)

上記の65歳以上高齢者に占める認知症高齢者比率を当てはめた場合の認知症患者数推計

		2019年			2019年
神奈川	高齢者数	52,668人	菅田町	高齢者数	4,833人
	認知症患者数 推計 (対65歳以上比率)	9,112人 (17.3%)		認知症患者数 推計 (対65歳以上比率)	836人 (17.3%)

#### 2 認知症の方を地域で支えられる仕組みづくり

- ①窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い、相談者・家族への適切な支援調整を行います。
- ②介護保険の代行申請も行き、又適切な関係機関へつないでいきます。
- ③認知症に関する情報紙「ひだまり通信」を年4回発行し、医療機関・薬局・郵便局等に配布・掲示していただき、認知症の方を地域で支えられるように関係機関と連携して対応していきます。
- ④認知症高齢者が行方不明になった場合、迅速に身元の確認が出来るよう「神奈川区みまもりキーホルダー」や「神奈川区徘徊高齢者 SOS ネットワーク」の登録について地域に普及していきます。また、早期発見・早期保護するための協力も行っていきます。

#### 3 認知症の正しい理解のための普及啓発

- ①地域住民対象に、施設協力医による「認知症の相談会」を実施していきます。
- ②地域向けに、また小中学校の生徒向けに認知症サポーター養成講座を実施していきます。
- ③法テラスからの弁護士派遣を受け、プラザで個別相談会なども開催していきます。

#### 4 認知症の方の家族を支える取り組み

- ①認知症高齢者を抱える家族の約半数は介護の負担を感じています。孤立予防のための「町内会でのサロン」や介護者の孤立感解消と介護の精神的負担軽減のための「介護者のつどい」を定期的に開催していきます。
- ②認知症初期集中支援チームと連携し、軽度の段階から必要な治療や支援につなぎ認知症の進行を遅らせたり、家族支援に取り組みます。

#### 5 消費者トラブル防止のための取り組み

- ①認知症高齢者は、消費者トラブルの被害を受け易いためトラブルに防止のための取り組みは、重要です。消費者トラブル防止のための取り組みは37頁に記載します。



## ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### (ウ) 権利擁護員業務について

#### <基本的考え方>

- 困難な状況にある高齢者の権利を守り、尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう関係機関や地域と連携して権利擁護事業に取り組みます。
- 家族による虐待が疑われる場合は状況をよく把握し、速やかに区に報告します。区と連携して必要に応じて虐待家庭を訪問するなど、虐待防止についての適切な対応を行います。
- 判断能力の低下した方について、成年後見等の制度を適用するための支援などを行います。
- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者を守るため、消費者被害の防止のための啓発事業等を行います。

#### 1 高齢者虐待等の早期発見、区と連携した対応

- ①地域包括支援センターの役割として、住民・民生委員・介護事業者などからの様々な相談・情報・通報によって、高齢者虐待等（の恐れ）を発見する役割を担っています。
- ②虐待の恐れを把握した場合は、本人の状況・養護者の状況・介護サービス利用状況と関係者の有無、虐待の疑いのある状況を確認します。
- ③虐待の場合、緊急避難先となる介護保険施設等への「やむをえない措置」入所の権限は区にありますので、把握した虐待に関する情報は、直ちに区の高齢者支援担当に報告します。
- ④区の指示に基づき、必要に応じ民生委員の方とも連携、訪問等による状況確認や支援を行います。
- ⑤プラザの職員は、直接的には地域包括支援センター職員（社会福祉士）が虐待についての担当となりますが、その他の職員についても職員全員に対する虐待防止研修を定期的に行い、虐待に関する意識を高めていきます。

#### 2 判断能力の低下した方のための「成年後見制度」や「区社協あんしんセンター」の活用等

- ①認知症などによって判断能力を欠く場合、介護サービスの利用や金銭管理・法律行為を行うための仕組みとして成年後見制度があります。
- ②また、成年後見制度の適用までいかないけれど、判断能力が十分でない方を支援するための仕組みとして「神奈川区社協あんしんセンター」があります。
- ③窓口や電話での相談、民生委員の方や事業者から、判断能力が低下した方の情報を把握した場合は、成年後見制度や区社協あんしんセンターの説明等を行います。
- ④家族の中で適切な意思決定ができる方がいない場合など、成年後見制度の利用が必要と判断される場合は、同制度の申し立てに関する支援（裁判所への申し立てに必要な鑑定に関する医療機関との調整、成年後見人を推薦できる団体との調整等）を行います。
- ⑤申し立てを行える親族がいない場合等は、区長申し立てが必要になるため区につながります。
- ⑥区・関係機関で構成する成年後見サポートネットに参加し、事例検討・情報交換を行い成年後見制度等の普及啓発に取り組みます。

#### 3 消費者被害の防止、啓発

- ①高齢者を狙う悪質商法、振り込め詐欺等の消費者被害対策として、関係機関や民生委員等と連携し、訪問時や地域の会合等の場での啓発チラシの配布・説明等を行っていきます。
- ②民生委員・ケアマネジャー・介護事業者にも、消費者被害に関する情報を提供し、啓発に協力してもらおうとともに、被害の早期発見の担い手を増やしていきます。

#### 4 認知症高齢者への支援

- ①認知症高齢者は自ら権利を守ることが困難なので、その権利擁護業務は重要です。認知症高齢者についての取り組みは36頁に記載します。



## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 様々な課題を抱える高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスだけでなく医療に関する情報や地域の様々な社会資源を活用した「包括的な支援」を行うとともに、生活環境の変化等に応じて「継続的な支援」を適切に行うことが必要です。
- 個々の利用者のケアマネジメントを行うのは居宅介護支援事業所のケアマネジャーですので、ケアマネジャーが適切なケアマネジメントができるよう支援することが包括的・継続的ケアマネジメント支援です。

#### 1 ケアマネジャーが包括的・継続的ケアマネジメントを行うための環境づくり

- ①ケアマネジャーが包括的なケアマネジメントを行うためには、事業者による介護サービスだけでなく、利用者の医療に関する情報やインフォーマルサービス（地域住民によって行われている活動）を活用することが重要です。
- ②介護施設も含めた介護サービス事業者情報・医療機関に関する情報だけでなく、地域のインフォーマルサービスに関する情報を把握し、それらの情報をケアマネジャーに提供することにより、包括的・継続的ケアマネジメントを支援します。インフォーマルサービスについては、今後生活支援コーディネーターとも連携し、地域活動・サービスデータベースシステム（「Ayamu」地域介護）の有効活用を検討していきます。
- ③ケアマネジャーや医療関係者・インフォーマル団体との情報交換会や研修会を開催して、関係機関との連携体制をつくっていきます。

#### 2 ケアマネジャーに対する個別支援

- ①電話・メール・居宅介護支援事業者への訪問などによって、個々の事例対応や制度についてケアマネジャーの相談相手になり、ケアマネジメントへの支援を行います。
- ②支援困難事例についてはケアマネジャーの相談相手となり解決の糸口をともに考えること、ケアマネジャーを支援できる窓口を照会すること、必要に応じて同行訪問することなどによってケアマネジメント支援を行います。
- ③新任のケアマネジャーは、不安を抱えている場合が多いので、適切なケアマネジメントが行えるよう、支援の方向をともに考えるなどによりケアプランの作成指導を行います。

### 在宅医療・介護連携推進事業

- 介護保険法改正によって、医療と介護の連携の推進が包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に位置づけられ、地域包括支援センターがその役割の一部を担うことになっています。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年には、神奈川区の高齢化率は約23.2%を超えると見込まれています。菅田地域ケアプラザエリアの高齢化率は約29.8%と見込まれます。
- 75歳以上高齢者は、医療や介護が必要になる割合が高く、病院や介護施設のベッド不足等から在宅者が増えていきますので、医療と介護が連携して在宅で支えることが必要になります。

#### 1 要医療・要介護者を支援するための医療と介護の連携

- ①在宅の要医療・要介護者のケアプランを作成する際、訪問介護や通所介護等の介護サービスとともに訪問看護サービス等の医療系サービスをケアプランに組み入れます。
- ②定期的に行われるサービス担当者会議などの場面で、医療サービス担当者から利用者の病気・治療に関する情報や介護時の医療面からの助言などの情報提供を受けます。



- ③介護サービス担当者は、サービス提供時の利用者に関する情報で気づいた点などの情報提供を医療サービス担当者に行います。
- ④また、入院中の要医療・要介護者が退院する際、スムーズに要介護認定を申請することや在宅介護サービスを受けられるよう介護サービス事業者と調整することが重要です。
- ⑤そのため病院とも連携し、病院から在宅へのスムーズな移行を支援していきます。

## 2 連携のための医療・介護関係者の相互協力体制の構築

- ①医療・介護従事者が、連携して要医療・要介護者の支援を行うためには、医療・介護従事者が相の役割を理解することが重要です。
- ②区内主任ケアマネジャー連絡会と合同で、医師会・薬剤師会・医療相談担当者（MSW等）との情報交換会や研修会を開催していきます。
- ③上記検討会に地域の訪問看護師連絡会・訪問介護事業者連絡会・在宅医療連携拠点等の関係者の参加を促して、情報交換や連携方法の検討等を行い、地域の医療と介護に関する協力体制を築いていきます。
- ④区内の包括で協働して、医療機関や薬局等に地域包括支援センターの連絡先や担当地域を記載したチラシを配布して、地域住民が速やかに支援を受けられるよう取り組みます。
- ⑤地域ケア会議や研修会への医療機関等の参加を依頼し、密接な連携が取れるよう顔の見える関係を構築します。

## 3 医療や介護に関する地域の方への啓発事業

- ①地域ケアプラザにおいて、同じ法人である東神奈川にある一般病院及びリハビリテーション専門病院の医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士・管理栄養士・歯科衛生士等に依頼して、地域向け医療講座を開催するとともに介護に関する説明会等を実施し、医療や介護に関する正しい知識の啓発に努めます。

### オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 国は、地域包括支援ネットワークを構築するための有効な手法として、地域ケア会議を位置づけました。
- 地域ケア会議は、「高齢者個人に対する支援の充実」と「それを支える社会基盤の整備」を同時に推進し、「地域包括支援システムを」実現させるための重要な手法として期待されています。
- 地域ケア会議は、「個別レベル」「日常生活圏域（包括）レベル」「区レベル」等の会議があり、それぞれのレベルでネットワークの構築を進めることとされています。

### 1 個別レベルの地域ケア会議の開催

- ①個別課題のケア会議を開催して、利用者の自立支援と担当ケアマネジャーの業務支援を行います。
- ②利用者の方が住み慣れた地域で生活していくためのシステムについて、参加者と検討しその手法を参加者が地域に持ち帰り共有することで、地域包括ケアシステムの基盤の構築につなげます。

### 2 日常生活圏域（包括）レベルの地域ケア会議の開催

- ①個別課題の解決や地域課題の抽出を行うために、関係する地域の医療・介護・インフォーマルサービスを含めた多職種が参加する地域ケア会議を開催します。
- ②会議で抽出された課題や対応方法を共有し、地域課題を反映したネットワークの構築を協働して進めるとともに地域におけるインフォーマルサービスの開発等について検討します。

### 3 区レベルの地域ケア会議への参加

- ①区レベルの地域ケア会議に参加し、区内の医療・保健・福祉の関係者が日々の業務でより連携が図りやすくなるよう業務上の課題や制度改正等の必要な情報交換を行います



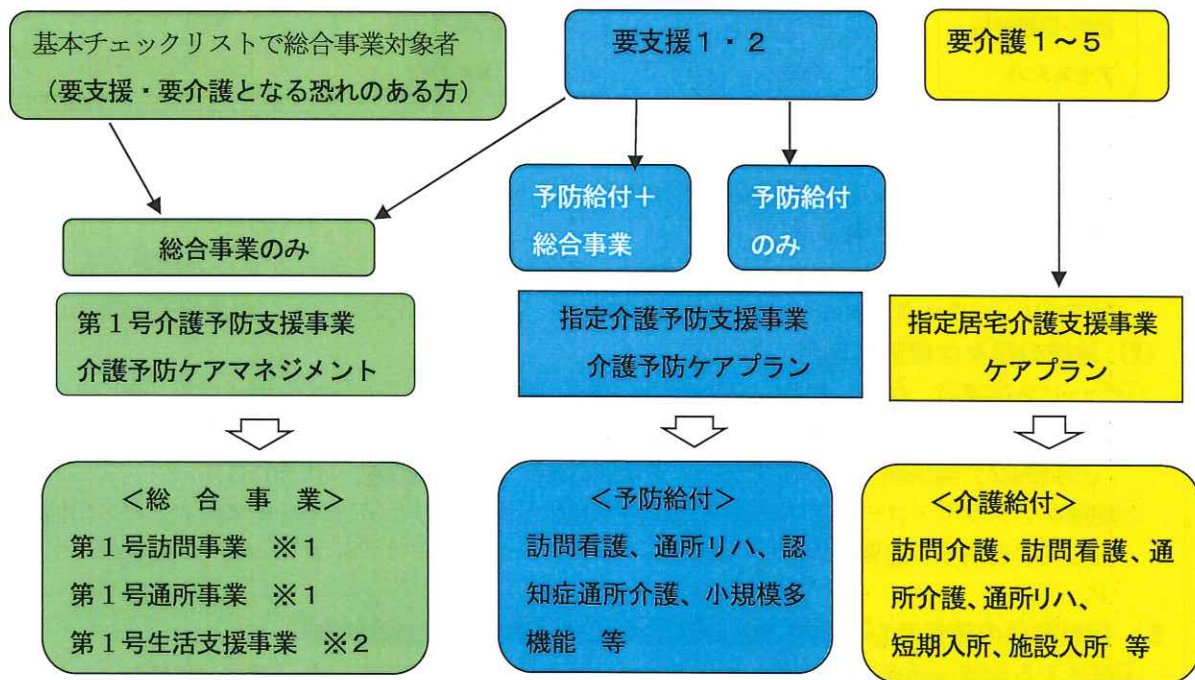
カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について  
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

**<指定介護予防支援事業とは>**

- 要支援者が介護予防給付（サービス）を受けるために、どのサービスを、どれだけの時間・回数を提供するかについて、サービス利用者の状況等を踏まえて検討し、計画を立てます。
- 要支援認定者のうち、「予防給付のみ」「予防給付＋総合事業」を利用する方のプランを、介護予防ケアプランを言い、同プランを作成する事業を「指定介護予防支援事業」と言います。

**<第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）とは>**

- 基本チェックリストによって抽出された「要支援等になる恐れのある方」及び「要支援認定者」で「総合事業のみ」を受ける方のプランを作成することを介護予防ケアマネジメントと言います。同プランを作成する事業を第1号介護予防支援事業と言います。



※1 従来の介護事業者が提供する訪問介護、通所介護に加え、住民主体の訪問型、通所型サービスも含む  
※2 住民ボランティア等が行う見守り、栄養改善を目的とした配食サービス等

**<介護予防ケアマネジメント>**

**1 基本チェックリストによる要支援・要介護となる恐れのある方の把握**

- ①相談するきっかけとなるよう、地域の様々な場面で介護予防の情報を発信していきます。
- ②様々な相談業務や地域行事等の中で生活が不活発となっている高齢者を抽出します。
- ③基本チェックリストを使い、機能低下リスクを判定するとともに介護予防啓発に努めます。
- ④基本チェックにおける総合事業対象者及び要支援者で総合事業のみを利用する方については、何故生活機能が衰えているのかをアセスメント（課題分析）し、必要に応じて担当者会議を開催し、生活機能改善の目標を定めて介護予防のための介護予防ケアマネジメントを行います。
- ⑤要介護等の恐れのある方が要支援者になっても、継続したケアマネジメントを行います。



## 2 介護予防ケアプラン・介護予防ケアマネジメント対象エリア＝菅田地域包括支援センターエリア

- ①菅田地区の地域ケアプラザが担当する地域包括支援センターエリアは、菅田町です。  
※上記は、地域包括支援センターのエリアで、プラザ貸室の利用はエリア外でも可能です。
- ②菅田町の包括エリア内のすべての介護予防ケアマネジメント・介護予防ケアプランの作成は、すべて地域ケアプラザが作成します。(ケアプランの一部を居宅介護支援事業者に委託します。)

## 3 介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントの作成実績

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和元年度	150	149	158	155	154	153	153	147	157				
平成 30 年度	135	136	139	140	143	139	144	139	139	148	144	149	1,695
平成 29 年度	102	111	128	126	122	124	87	128	131	125	129	136	1,449

## 4 具体的な支援内容の計画作成方法

### (1) 介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントの作成等の流れ

- ①高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、個人の生活に合わせて総合的な支援を行うとともに、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう支援していきます。



- ②介護予防ケアプランも介護予防ケアマネジメントも基本的には、同じ流れで、課題分析、プラン検討、作成が行われます。
- ③しかし、介護予防ケアマネジメントでは、担当者会議の省略、モニタリング頻度を減らす、初回のみケアマネジメントとするなど簡略化したケアマネジメントとなる場合があります。

### (2) 地域の様々な資源の活用

- ①サービス事業者、保健、医療、福祉の関係機関、地域のインフォーマルサービス（※）との連携が不可欠なため、共同の勉強会やケース検討会等を通じてネットワークを強化していきます。  
(※公的な介護保険サービスでない、地域団体等による福祉活動・サービス)
- ②地域ケアプラザ・コーディネーターや民生委員など地域の方とインフォーマルサービスの情報を共有していきます。必要に応じて、地域のインフォーマルサービスもプランの中に位置付けていきます。

## 5 担当職員の確保及び人材育成及び居宅介護支援事業者への業務委託

- ①該当する地域包括支援センターエリア内の介護予防ケアマネジメント（プラン作成）は、すべて地域包括支援センター職員（保健師職を中心に）が行うことになっています。
- ②保健師職を中心に主任ケアマネジャー・社会福祉士の地域包括支援センター職員が連携して、介護予防ケアマネジメント・介護予防プランの作成に努めていきます。
- ③但し、プランの一部は居宅介護支援事業者に委託できることとなっていますので、自立に向けた効果的なケアマネジメント実施に係る人員確保のためにもできる限り委託を推進していきます。
- ④居宅介護支援事業者への委託の際は、公正中立性を確保するために、サービス利用者の方に選択肢を提示、利用者の方の意見を尊重しつつ委託することによってプランを作成していきます。
- ⑤利用者の自立に向けたケアマネジメント能力向上のために、プラン作成担当者向けの研修会を、定期的に開催していきます。
- ⑥本研修会においては、介護予防ケアプラン等の委託を行った場合の受託事業所のケアマネジャーの質の向上も図っていきます。



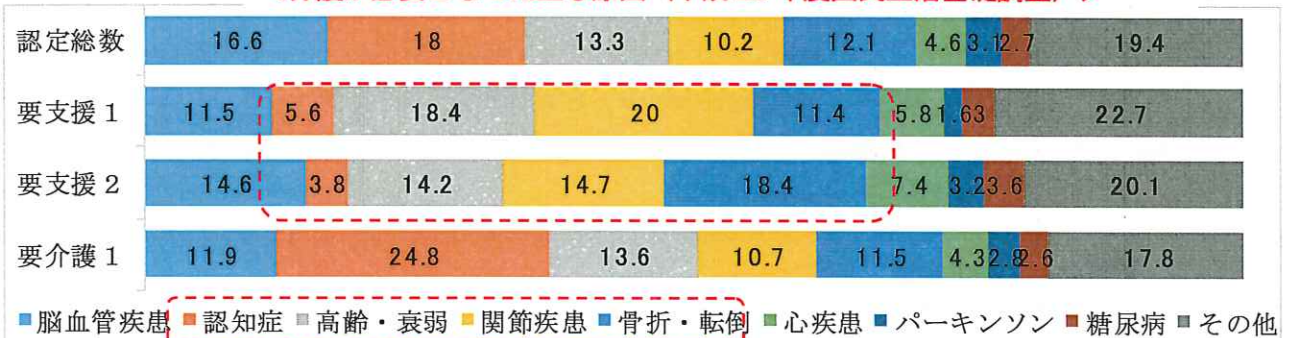
## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

### <介護予防・認知症予防の重要性>

- 介護保険制度開始以来、軽度認定者の方の増加率が高いと言われています。
- 要介護状態になった原因として軽度の方は、高齢による衰弱・関節疾患・骨折・転倒の割合が高く、徐々に生活機能が低下する廃用症候群に該当する方が多いと言われています。
- また、認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）は要介護認定者の約6割と言われ、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年に向け増加が見込まれています。

### <介護が必要となった主な原因（平成28年度国民生活基礎調査）>



### <基本的考え方>

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方とともに、健康づくりや体力づくりの場を増やしていくとともに、介護予防・認知症予防の啓発に取り組んでいきます。
- また、地域ケアプラザにおける自主事業等も介護予防・認知症予防の観点から様々な事業を展開していきます。

## 1 地域の方と連携した介護予防・認知症予防の普及啓発

- ①地域における高齢者の食事会、ミニデイサービス、相談会等に参加して積極的に介護予防の啓発を行っていきます。日常の中で介護予防を意識した生活を行うよう支援していきます。
- ②地域ケアプラザ内の医療講座等で基本チェックリストを配布して、介護予防の啓発を行います。（地域の自治会館や1人暮らしサロンにおける介護予防の出張講座 等）
- ③スクエアステップ・太極拳・詩吟など様々な場面で、介護予防・認知症予防の啓発に努めていきます。
- ④地域での啓発推進のため、認知症サポーター養成講座を行いサポーターを増やしていきます。

## 2 元気づくりステーションやサロン等の実施

- ①高齢の方が体操など様々な活動を通じて、介護予防に取り組む地域のグループ活動「元気づくりステーション」、高齢者の閉じこもり防止のためのサロンや会食サービスなどを地域の方とともに実施していきます。

## 3 認知症の予防について

- ①認知症の予防には、身体を動かすこと・指を動かすこと・頭を使うことが重要と言われています。
- ②そのため、地域ケアプラザの自主事業として、認知症予防・介護予防の観点から、スクエアステップ・詩吟教室・太極拳・健康麻雀・転倒予防教室などを開催していきます。  
※認知症支援事業については、詳細を36頁に記載しました。

<介護予防講座>





## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

### <地域包括ケアシステムと地域包括支援ネットワーク構築の必要性>

- ①2025年には、団塊の世代が75歳以上となります。75歳以上の方は、介護が必要な割合がかなり高いため、要介護や認知症の高齢者が急増することが見込まれています。
- ②病院や介護施設の入院・入所枠の大幅増は困難であり、多くの要介護者や認知症高齢者の地域での在宅生活を支えるためには、地域包括ケアシステム構築が求められています。
- ③地域包括ケアのためには、地域におけるボランティア等のインフォーマルサービスと、行政・医療介護専門職・関係機関等のフォーマルサービスの連携が不可欠です。
- ④そのためには、多くの職種がネットワークを構築し、地域における共通課題を解決する方策を検討することが求められています。

## 1 地域ケア会議の推進

- ①地域ケアプラザの圏域を対象に多職種が一同に会し、個別ケースについて課題検討する地域ケア会議（年4回）を開催し、ネットワークを構築していきます。

### <地域ケア会議の参加者>

区・区社協・包括専門職・ケアマネジャー・医師・介護事業者・医療関係者・民生委員 等

- ②個別課題の検討の積み重ねにより、共通する地域課題を発見・把握していきます。

### <共通課題の例>

- ・ケアマネジャーのサービス計画書に、自立支援の視点を入れるマネジメントの支援。
- ・困難事例や多問題ケースを、地域の中で共有した問題としてとらえる。
- ・認知症などによる問題が、地域の関係者のみでは対応が難しくなってきた。

- ③共通する地域課題から、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域に必要な資源が結び付くように、研修会を開催して地域に働きかけていきます。

### <必要な資源開発の例>

- ・認知症の方の生活問題を見守っていく住民のネットワーク
- ・地域の方が中心となって、高齢者が参加できるサロンを立ち上げる。
- ・地域の方が、健康ウォーキングや健康体操など行う場をつくることを支援する。  
⇒地域ケアプラザの各事業を活用し、地域に働きかけていきます。  
⇒インフォーマルサービスのケアプランへの位置付けをケアマネジャーに働きかけていきます。

- ④日常生活圏域内で解決困難な課題は、区・市レベルでの施策化について提言していきます。

## 2 他職種が集まる様々な場面でのネットワークの構築

地域ケア会議の他、他職種が集まる様々な場面を活用し、ネットワークを構築していきます。

- ①介護サービス担当者会議 ②成年後見サポートネット ③認知症キャラバンメイト連絡会
- ④神奈川区在宅医療連携拠点多職種連携会議 ⑤認知症疾患医療連携協議会 ⑥地区支援チーム
- ⑦専門職における各種研修 等々



## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### <居宅介護支援事業とは>

要介護認定を受けた方が在宅で介護サービス（訪問介護や通所介護、短期入所等）を受けるためには、どのサービスを、どれだけの時間・回数を提供するか等について、サービス利用者の状況等を踏まえて検討し、計画を立てることが必要です。これをケアプランと言い、ケアマネジャーが作成しますが、要介護1～5の方のケアプランを作成する事業を「居宅介護支援事業」と言います。

居宅介護支援事業 月別延べ利用者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和元年度	117	115	119	112	105	107	117	113	115				1020
平成30年度	120	115	117	112	109	112	114	113	116	113	104	113	1358
平成29年度	110	120	114	116	118	124	118	117	117	124	114	114	1406

### 基本方針

- 公の施設における居宅介護支援であることを常に意識し、持っている能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、また、必要な介護サービスが適切に利用できるようなケアプランの作成に努めます。
- 利用者の立場に寄り添い、意思を尊重したケアプラン作成に努めます。

## 1 居宅介護支援事業のエリア

①地域ケアプラザの指定申請時の届出エリアは、神奈川区（菅田町全域、羽沢町、片倉町、六角橋）・港北区（鳥山町、小机町）・緑区（鴨居、東本郷町）です。居宅介護予防支援と違い、区内には多くの居宅介護支援事業者が存在し、利用者は事業者の選択・変更ができます。

## 2 ケアプランの作成

- ①適切なサービスが利用できるよう、定期訪問やモニタリング等を毎月実施します。
- ②ケアプランに位置付けるサービスが特定の事業者に偏らないよう、利用者による事業者の選択を尊重し、公正中立なプラン作成に努めていきます。
- ③年1回アンケートを行い、利用者の声を支援に生かしていきます。
- ④入退院時・カンファレンスや往診時同席など医療との情報共有に努めます。

## 3 介護予防支援事業者、関係事業者との連携

①サービス担当者会議、連絡会等を通じ介護予防支援事業者や関係事業者との連携に努めます。

## 4 特定事業所加算

①平成23年4月より、特定事業加算を取得しケアマネジメントの質の向上に努めています。24時間連絡相談を携帯電話で対応しています。

## 5 ケアプラン作成担当職員の質の向上と公正中立性の確保

- ①ケアマネジメント能力向上に他法人との研修会を年1回主催し、居宅会議を週1回行います。
- ②介護サービスを位置づける際は、公正中立性を確保し利用者の選択権を尊重します。
- ③個人情報漏洩防止に万全の注意を払い、個人情報保護に関する研修を定期的に行います。
- ④電話・相談・訪問等では、言葉遣いや態度等丁寧な対応を心がけていきます。



(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

**【通所介護・横浜市通所介護相当サービス】**

デイサービス（通所介護・横浜市通所介護相当サービス） 月別延べ利用者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和元年度	810	883	804	842	838	792	810	881	803				
平成 30 年度	828	861	814	808	834	806	889	805	727	676	696	776	9520
平成 29 年度	748	789	785	791	804	763	768	767	742	699	693	820	9169

平成 30 年度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用者割合	3.3%	15.3%	23.5%	33.7%	16.4%	4.9%	2.9%

**1 デイサービス運営方針**

- ①利用者が自立した日常生活を営むこと及び家族の介護負担の軽減を目的にサービスを提供します。
- ②利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて通所介護サービス計画等を作成し、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努めていきます。
- ③事業の実施にあたっては、関係行政機関・地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めていきます。

**2 デイサービスのある 1 日の流れ**

8:30	ご自宅までお迎えにあがります
9:30	看護師が健康チェックを行います 職員がお風呂の介助をします カレンダー作成・ぬり絵などの趣味活動をします 誤嚥防止の食前体操をします。
12:00	昼食は手作りです。
13:00	楽しいゲームなどのレクリエーションをします
15:00	おやつ
15:30	体を動かす集団体操をします
16:35	ご自宅までお送りします。

〈近隣小学生との七夕交流会〉



※ 季節に応じて、お花見・夏祭り・敬老会・運動会・クリスマス会・お誕生会など様々な行事を行います。

**3 利用者の声を聞き、サービスを見直していく仕組み**

- ①ニーズ調査を毎年行うとともにご意見箱により利用者や家族の声に耳を傾け、サービス内容の見直しを行っていきます。

**4 デイサービス職員の質の向上、事故防止の取組**

- ①月 1 回のミーティングで様々な課題を話し合うとともに、介助方法等の勉強会を行います。
- ②事故防止マニュアルに基づき、ヒヤリハット等の事故防止研修を行うとともに、事故防止委員会で確認・検証を行い、決して事故を起こさない決意でサービスを提供していきます。

**5 地域、小中学校、ボランティアとの交流**

- ①近隣の小学校・保育園と七夕・納涼祭等の行事で交流を図るとともに、大学生の介護等体験や実習生を受け入れ交流を図っていきます。
- ②地域で活動している団体（大正琴・日舞等）を招き敬老会等を行っていきます。

**6 広報、利用者数を増やす取組**

- ①季節の行事や、献立表などを掲載するデイサービス広報紙（ひだまり通信）を毎月発行し、利用者・家族への情報提供に努めるとともに、地域や他の要介護者、事業者への PR に努めていきます。



(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

【認知症対応型通所介護】

デイサービス（認知症対応型通所介護） 月別延べ利用者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令元年度	80	78	74	99	110	110	115	112	114				
平成30年度	119	115	119	102	106	107	120	111	94	80	66	85	1224
平成29年度	127	126	113	133	131	174	171	156	140	131	132	125	1659

平成30年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者割合			8.7%	22.5%	40.9%	21.7%	6.2%

1 デイサービス運営方針

- ①認知症高齢者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じた自立した日常生活を継続できるようにしていきます。
- ②家族の身体的・精神的負担の軽減を図るための介護、その他必要な援助をしていきます。
- ③事業の実施にあたっては、関係行政機関・地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めていきます。

2 デイサービスのある1日の流れ

8:30	ご自宅までお迎えにあがります
9:30	健康チェックを行います 入浴のお手伝いをします 塗り絵やパズルなどや個別で行う機能訓練などを行います。 昼食前には、ストレッチ体操と口腔体操をします
12:00	昼食は手作りです。
13:00	おしゃべりをしながら家事活動やレクリエーション、機能訓練をしています
15:00	おやつ
15:30	機能訓練指導員による機能訓練を行います
16:35	ご自宅までお送りします。



〈おやつ作り〉

地域のボランティアさんと一緒に作業

※ 季節に応じて、お花見・夏祭り・敬老会・運動会・クリスマス会・お誕生会など様々な行事を行います。

3 利用者の声を聞き、サービスを見直していく仕組み

- ①アンケートにてニーズ調査を行い利用者や家族の声に耳を傾け、サービス内容の見直しを行っていきます。
- ②年2回「運営推進会議」を実施し、第三者の意見を聞くとともに家族会を開催します。

4 デイサービス職員の質の向上・事故防止の取組

- ①月1回のミーティングで様々な課題を話し合うとともに、外部より講師を招いて介助方法や認知症についての勉強会を行います。
- ②事故防止マニュアルに基づき、ヒヤリハット等の事故防止研修を行うとともに、事故防止委員会で確認・検証を行い、決して事故を起こさない決意でサービスを提供していきます。

5 地域・小中学校・ボランティアとの交流

- ①近隣の小学校・保育園と七夕・納涼祭等の行事で交流を図るとともに、大学生の介護等体験や実習生を受け入れ交流を図っていきます。
- ②地域で活動している団体（大正琴・日舞等）を招き敬老会等を行っていきます。

6 広報、利用者数を増やす取組

- ①「なないろ通信」を四半期ごとに発行し、認知症やその介護に必要な情報提供に努めるとともに、地域や他の要介護者・事業者へのPRに努めていきます。



## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

#### 地域ケアプラザの運営財源 1 指定管理料

地域活動交流（貸室、自主事業）・地域包括支援センター事業・生活支援体制整備事業・介護予防事業については、横浜市からの指定管理料で運営されています。

#### 1 地域活動交流事業・地域包括支援センター事業・生活支援体制整備事業 (千円)

項目	地域活動交流事業		地域包括支援センター事業 生活支援体制整備事業	
	金額	経費に対する考え方	経費に対する考え方	金額
人件費	15,300	所長(兼務1/8)、 コーディネーター(常勤専従1名) サブコーディネータ(非常勤)費	所長(3/8兼務) 社会福祉士 保健師 主任ケアマネジャー 生活支援コーディネーター	27,904
事業費	200	各種自主事業実施経費(広報・印刷費、講師謝金等)		200
事務費	450	各事業実施のための備品費、消耗品費、交通費・ガソリン代、通信運搬費等		748
管理費	4,610	光熱水費、施設の保守管理費、小破修繕費等 ※施設内経費を、事業ごとに按分		1,160
指定額	474	小破修繕費・協力医		756
利用料金の活用	△5,004	指定管理料に係る事業で、単年度マイナスが生じた場合は、デイサービス等の介護給付事業から補填します。(施設使用料含む)		△1,124
合計	16,030			29,644

#### 2 介護予防事業費 154千円

#### 3 指定管理料 合計額 45,828千円

#### 4 利用者サービス向上のための経費・修繕費への配分

- ①利用者サービス向上のため意見箱を設置し、利用者からの施設の改善要望に対してできる限り優先的に経費の配分を行っていきます。
- ②施設を安全で快適に利用していただけるよう、修繕の必要箇所が見つかった場合にはできる限り速やかに修繕等を行っていきます。

#### 5 運営費節減に関する基本的考え方

- ①極力経費節減を図りつつも、利用者の方の満足度を低下させないように取り組んでいきます。
- ②光熱水費については、できる限り節減に取り組んでいきます。
  - ・夏季冷房 28 度、冬季暖房 19 度の設定を基本にきめ細かく対応
  - ・使っていないパソコンのこまめな電源 OFF
  - ・空き室の消灯の徹底、利用の少ない夜間における照明 OFF
  - ・トイレにおける節水呼びかけ 等
- ③コピー用紙は、極力両面コピーを徹底するとともに、印刷物はできる限り節減していきます。
- ④自主事業の材料費等については、適切な実費を参加者からいただいています。
- ⑤すげたふれあいまつりなどについては、企業の協賛等も得ていきます。
- ⑥利用者の方がコピー機等を使用する場合は、適切な実費をいただいています。



(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

**地域ケアプラザの運営財源2 利用料金**

事業種別		運営財源
介護保険事業 (給付) 関連事業等	①通所介護、介護予防通所介護 第1号通所事業等 (デイサービス事業)	介護報酬(9割～7割)等 +利用者負担(1割～3割) (条例上は、 <b>利用料金</b> として位置付け)
	②居宅介護支援、介護予防支援 第1号介護予防支援事業 (ケアプラン作成事業)	介護報酬(10割)等 ※利用者負担なし (条例上は、 <b>利用料金</b> として位置付け)

※介護保険給付事業であるデイサービス及び居宅介護支援等事業は、横浜市地域ケアプラザ条例上、施設の利用料金として位置付けられていますが、いわば独立採算的事业として介護報酬等の範囲内で運営されています。

**1 利用料金の収支の活用**

- ①デイサービス等の介護報酬の中から、施設使用料相当分として、施設規模に応じ市が定める一定金額を指定管理料から控除して指定管理料を設定します。
- ②指定管理料に係る事業(地域活動交流事業、地域包括支援センター事業)で、単年度の赤字が生じた場合は、デイサービス等の介護給付事業の利用料金の収支差額から補填します。

**2 介護保険事業(給付関連事業等)における運営効率性についての考え方**

- ①介護報酬の中で、適切な運営と必要なサービス提供が損なわれないよう取り組んでいきます。
- ②介護保険事業の経費は人件費に負うところが大きいため、各部門に必要な不可欠な常勤職員を確保するとともに非常勤職員を活用することで、介護報酬内で効率的な運営ができるよう努めていきます。
- ③運営費節減だけでなく、利用者数の増が運営効率化の大きな要素であるため、様々なPRを進め、信頼される事業者となることによって、利用者を獲得していくことを目指します。
- ④デイサービス等は、登録ボランティアの力も借りることにより効率的な執行に努めていきます。

**3 運営費節減に関する基本的考え方**

- ①極力経費節減を図りつつも、要介護者の方に対する事業であることを配慮し、利用者の方の満足度を低下させないよう取り組んでいきます。
- ②光熱水費については、できる限り節減に取り組んでいきます。
  - ・夏季冷房 28 度、冬季暖房 19 度の設定を基本に設定いたしますが、要介護の方の状態やニーズを把握し、きめ細かく対応していきます。
  - ・空き室の消灯の徹底、利用の少ない夜間における照明 OFF
- ③コピー用紙は、極力両面コピーを徹底するとともに、印刷物はできる限り節減していきます。

**4 寄付文化の醸成**

- ①地域や福祉のための寄付や企業協賛等のPRを行うとともに、寄付等の申し出があった場合は広報紙等で感謝の意を表し、できる限り寄付文化を醸成していきたいと考えています。



## 7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

### (1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

#### <基本的な考え方>

- 過去の事業の積み重ね、過去の地域の様々な団体やボランティアグループとの関係の積み重ねのうえに、地域ケアプラザの事業は成り立っています。
- これらの関係は、一朝一夕にできるものではなく、平成11年の菅田地域ケアプラザ開所以来、長い積み重ねのうえにつくりあげてきたものです。
- その関係の構築・維持のためには、多くの地域ケアプラザスタッフが、地域の様々な行事に参加し、地域の方とともに活動・交流し、顔の見える関係の中で、信頼関係を築き上げてきたと言えると思います。
- 私たちは、地域の方たちとの信頼関係、地域の方たちとのネットワークこそが、今までの指定管理期間における最も大切な実績だと考えています。

### 1 地域における地域ケアプラザ利用者の定着（年間延べ約3万5千人の利用者）

- ①貸室 年間延べ利用者 約1万6千人
- ②プラザ主催事業参加者 年間約330回、延べ参加者 約6,600人
- ③デイサービス 年間延べ利用者 約10,800人
- ④居宅介護支援 年間延べ利用者 約1,360人

### 2 地域や関係機関と連携した様々な取組

地域の方、区や区社協・学校等関係機関のご協力をいただき様々な取組を行ってきました。

また、地域の自治会・民児協・地区社協等の定例会議には、積極的に参加し地域との関係を構築するとともに、地域課題についての情報交換を行っています。

#### (1) 障がい児に関する取組

- ①みどり養護学校・区社協と連携し月1回の障がい児者余暇支援事業を行っています。地区社協主催の「障がい者バスハイク」等の活動に参加させてもらい、地域とのつながりや障がいへの理解・啓発等を行っています。

<障がい者バスハイク>



#### (2) 子育て支援に関する取組

- ①乳幼児親子の交流の場として、「ふれあいおやこひらば」を月に1回開催。保育園やヘルスマイト、近隣の畑を使用した芋掘りなど、地域の方とのつながりや親子同士の交流を考えた活動を行っています。
- ②地区社協・子供会協議会・青少年指導委員等地域の関係団体が協力し「輝け菅田の子フェスティバル」を開催。昔遊びやお餅つき体験、お汁粉試食などを通して世代間交流を行っています。

<輝け菅田の子フェスティバル>



#### (3) 高齢者支援に関する取組

- ①菅田地区では、地区社協主体で行われているサロンが10カ所あり住民にとって身近な見守りや情報交換の場となっています。また、定期的にサロン連絡会を行い運営にまつわる課題や助成金の活用などをテーマに区社協と連携した開催をしています。



## 特徴的な取組

### 3 菅田地区社協主体の「菅田安心ボランティア」の取組

- ①「菅田安心ボランティア」は、支援が必要な方からのちょっとした頼みごとを、地域の方のボランティア活動によって解決していこうとする先進的な取組です。
- ②この活動は、民生委員をはじめ多くの方々の熱意があつてこそその取組ですが、事務局兼窓口を務めるケアプラザにとっても、地域の方とともに議論し作りあげてきた大切な取組です。
- ③「菅田安心ボランティア」の依頼の中で、ボランティア活動では対応できない問題や、今後生活リスクが高まりそうな軽度の要支援者を、地域包括支援センター担当者へ繋げてきました。
- ④粗大ゴミを出す・草むしりをする・網戸・障子の張替え・室内掃除・電球交換等、ホームヘルパーで対応できない問題に対してボランティア派遣を行い、生活状況の困りごとなども確認のうえ地域包括支援センター担当者とも協力して、個別事情への対応を行います。
- ⑤毎年「ボランティアデビュー講座」を開催し地域でのボランティア活動の必要性を説明し、「菅田安心ボランティア」の参加を呼び掛けています。
- ⑥年2回「菅田安心ボランティア」スタッフ全体が集まる中間報告会・総会を開催し情報共有の場をつくり、そこでの意見をもとに「菅田安心ボランティア」でリスクマネジメントの冊子を作成活用しています。
- ⑦活動実績（平成30年度）

＜活動件数＞ 年間 93件

＜活動内容＞ 草取り40件、障子・網戸張替え3件、清掃9件、修理7件、その他34件

### 4 認知症高齢者等への取り組み

#### ①みまもりキーホルダー

高齢者の徘徊や外出時にもしものことがあつた場合でも、迅速に身元確認や緊急連絡先への通報ができるよう、65歳以上の希望者に、登録番号が記載された「みまもりキーホルダー」を区内すべての地域ケアプラザ・包括支援センターで配布しています。

実際に菅田地区の徘徊高齢者が「みまもりキーホルダー」により保護されたケースもありました。

#### ②見守り協力店

神奈川区では、認知症になつても住み慣れたまちで安心して生活していける地域づくりを目指し、認知症の人やその家族が安心して買い物ができるお店や事業所等を増やしていく為に「見守り協力店」の取り組みを行っております。菅田地区では、「見守り協力店」として福祉施設・病院・薬局・スーパー・商店などに協力を頂いております。

#### ＜神奈川区みまもりキーホルダー＞



#### ＜みまもり協力店＞



#### ＜菅田安心ボランティア＞



・草刈り



・ヒヤリハット集



(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

1 常勤（専従）職員の配置状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	3か年 計
①全体統括 (所長)	配置必要人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	配置必要日数	347 日	347 日	347 日	1,041 日
	実配置人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	実配置日数	347 日	347 日	347 日	1,041 日
②地域活動交流 事業	配置必要人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	配置必要日数	347 日	347 日	347 日	1,041 日
	実配置人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	実配置日数	347 日	347 日	347 日	1,041 日
③生活支援体制 整備事業	配置必要人数	1 人	1 人	1 人	3 人
	配置必要日数	347 日	347 日	347 日	1,041 日
	実配置人数	0.8 9 人	1 人	0.8 8 人	2.6 人
	実配置日数	309 日	347 日	307 日	963 日
④地域包括支援 センター事業	配置必要人数	3 人	3 人	3 人	9 人
	配置必要日数	1,041 日	1,041 日	1,041 日	3,123 日
	実配置人数	3 人	3 人	3 人	9 人
	実配置日数	1,041 日	1,041 日	1,041 日	3,123 日

※ 実配置日数は、職員としての在籍している日数であり、休暇日数等は控除していません。

※ 配置日数及び実配置日数は、配置人数合計の延日数です。

①～④の合計 配置必要日数 6,246 日  
実配置日数 6,168 日 充足率 98.7%



## 指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市菅田地域ケアプラザ)

### 1 指定管理料提案書

#### (1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	15,244,970
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	55,030
事業費(税込)	行事における保険・資料代	200,000
事務費(税込)	ガソリン代・通信費	450,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	4,610,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△1,416,500
施設使用料相当額 ※2		△3,587,500
合 計		16,030,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

#### (2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	講師謝金・資料代	100,000
事務費(税込)	ガソリン代・通信費	48,000
合 計		

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数



## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象人件費)	22,007,568
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	242,432
事業費(税込)	講師謝金・資料代	100,000
事務費(税込)	ガソリン代・通信費	700,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,160,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△1,124,000
合 計		23,842,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金・資料代	154,000
合 計		154,000



2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,030,000	16,030,000	16,030,000	16,030,000	16,030,000
		生活支援体制 整備事業(b)					
		地域包括支援 センター運営 (c)	23,842,000	23,842,000	23,842,000	23,842,000	23,842,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)					
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	2,449,560	2,449,560	2,455,320	2,455,320	2,455,320
		居宅介護支援 事業	19,951,066	20,523,402	20,523,402	20,523,402	20,523,402
		通所系サービ ス事業	118,456,942	118,456,942	118,456,942	118,456,942	118,456,942
	その他収入		9,557,000	9,560,000	9,550,000	9,557,000	9,557,000
	収入合計 (A)						
内 訳	人件費						
	事業費	14,788,000	14,780,000	14,780,000	14,780,000	14,780,000	
	事務費	12,680,000	12,680,000	12,680,000	12,680,000	12,680,000	
	管理費	11,261,000	11,261,000	11,261,000	11,261,000	11,261,000	
	消費税等	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	
	その他						
支出合計 (B)							
収支 (A-B)		1,007,562	1,556,904	1,552,664	1,409,664	1,409,664	



## 団体の概要

(令和2年2月現在)

法人名	しゃかいふくしほうじんおんしざいだんさいせいかいし ぶかながわけんさいせいかい 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	
所在地	〒221-0822 横浜市神奈川区西神奈川一丁目13番地10	
設立年月日	明治44年5月30日	
沿革	明治44年5月に、明治天皇の御下賜金を基金として、恩賜財団として本会が設立されると同時に、神奈川県支部が設立される。大正2年9月に、本会第1号病院として神奈川県病院を開設、その後、医療・福祉・保育・保健分野で、計21施設を次々に開設し、現在に至る。	
事業内容等	○神奈川県支部は、発足以来、常に「済生」(生命を救う)の心を基に、地域の基幹となる公的医療機関として6病院を運営するとともに、15の福祉介護施設を運営しています。 <病院> 横浜市地域中核病院(東部病院、南部病院)、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、平塚病院 <福祉・介護施設> 若草ホーム(特養ホーム)、湘南苑(老人保健施設)、わかくさ保育園、金沢若草園(障害福祉サービス事業所)、サルビア(重症心身障害児(者)施設)、4か所の訪問看護ステーション(かながわ、南部、わかくさ、平塚)、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみななどの他、 4か所の横浜市地域ケアプラザ(菅田、港南台、六浦、能見台) ○職員数：常勤3,474人、非常勤：962人、計4,436人(平31年3月末現在)	
法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無		
有 <span style="margin-left: 100px;">・</span> <span style="margin-left: 100px;">(無)</span>		
財政状況		
(単位：千円)		
連絡担当者		
特記事項		